

第2期

三次市スポーツ推進計画

(案)

令和6年8月

三次市地域共創部共生社会推進課

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画期間	2
1.4 スポーツの定義	3
第2章 現状と課題	4
2.1 スポーツを取り巻く現状	4
2.2 スポーツ施設等の利用状況	16
2.3 スポーツに関する市民アンケート調査	19
2.4 関係団体へのヒアリング調査	25
2.5 三次スポーツコミッション	27
2.6 関連計画	29
2.7 第1期計画の検証	35
2.8 スポーツに関する課題	46
第3章 計画の方向性と目標	52
3.1 基本理念	52
3.2 基本方針	52
3.3 基本施策と指標の設定	54
3.4 計画の体系	57
第4章 具体的取組	58
4.1 具体的取組	58
4.2 取組の概要	60
第5章 計画推進に向けて	66
5.1 計画推進のための体制づくり	66
5.2 進捗管理・検証	67
資料 編	68
巻末 計画の策定体制	68

第1章 計画策定にあたって



1.1 計画策定の趣旨

本市では、国の定める「第2期スポーツ基本計画」を参酌し、「広島県スポーツ推進計画」及び「第2次三次市総合計画」をはじめ、関連の計画を踏まえながら、スポーツを通じた健康で活力あるまちづくりを進めていくため、平成31(2019)年3月に「三次市スポーツ推進計画」(第1期計画)を策定しましたが、その間に、人口減少・少子高齢化が進行し、また、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模災害の発生等によって、新しい暮らし方や働き方への対応が求められるようになりました。このような人口減少や少子高齢化の問題、新型コロナウイルス感染症の拡大などは、スポーツに関連する人口の減少などのほか、スポーツイベントやアウトドア活動の自粛など、本市のスポーツ分野においても多大な影響を受けています。

また、国では、新たに、第3期スポーツ基本計画が令和4(2022)年策定され、「共生社会^{※1.1}の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進」や「地方創生・まちづくり」など6つの施策が掲げられ、また、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」といった「新たな3つの視点」も示されるなど、スポーツの新たなステージへと向かっています。

こうした中、第1期計画の計画期間が、令和5年度で満了となり、新たな計画を作成することが必要となりました。

こうした背景を踏まえ、三次市民が、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰もが、生活の中にスポーツを取り入れ、それぞれのライフステージに応じ、気軽にスポーツに触れることができる環境を整え、以下の効果に寄与する指標となる「第2期三次市スポーツ推進計画」を策定します。

- ・スポーツの基本的な役割である健康保持や体力向上
- ・青少年の健全育成
- ・地域コミュニティの活性化
- ・社会活力の創造

※1.1 共生社会

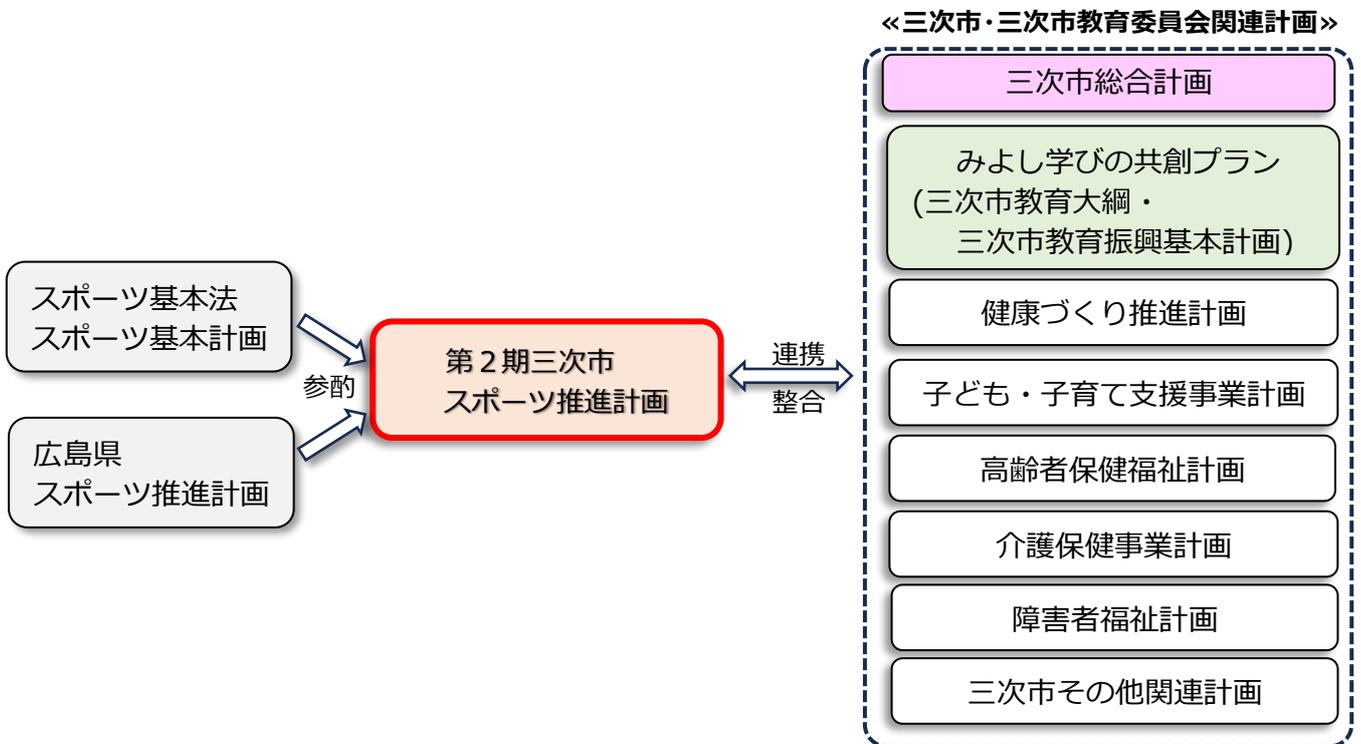
性別や年齢、障害など、人それぞれの違いを自然に受け入れ、支えあい、互いに認めあう社会のこと。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法^{※1.2}第10条に基づく地方スポーツ推進計画であり、本市がスポーツを推進する上でめざすべき施策の方向性や取組などを示したものです。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画及び広島県スポーツ推進計画を参酌しながら、アンケート調査を通じて寄せられた皆様の意見やスポーツ関連団体等からの意見を踏まえたうえで、三次市スポーツ推進審議会に諮り策定しました。

また、三次市総合計画との整合を図るほか、本市の教育分野や健康増進分野、介護福祉分野、障害福祉分野などの関連計画と連携します。



※1.2 スポーツ基本法

平成23(2011)年に法律第78号として公布された。昭和36(1961)年に制定されたスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたもの。

1.3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の5カ年とします。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
第2期スポーツ基本計画			第3期スポーツ基本計画(スポーツ庁)						
第2期広島県スポーツ推進計画					第3期広島県スポーツ推進計画				
第2次三次市総合計画					第3次三次市総合計画				
第2次三次市教育大綱					みよし学びの共創プラン (第3次三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画)				
三次市教育ビジョン			第2次三次市教育ビジョン						
三次市スポーツ推進計画					第2期三次市スポーツ推進計画				



1.4 スポーツの定義

スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動(スポーツ基本法 前文)」とされています。

本計画では、スポーツ基本法で謳われているスポーツの定義を踏まえ、以下に挙げる「みる」「する」「ささえ、育てる」すべての身体的な活動(運動も含む)をスポーツと捉えることとします。なお、近年では、囲碁や将棋に代表される頭脳スポーツや、コンピューターを使ったe-スポーツなどの思考的な活動もスポーツと捉えていることが多くなっていますが、本計画期間中では、身体的な活動を中心にスポーツ推進に取り組むこととします。

「みる」 ⇒ 競技観戦や応援など

「する」 ⇒ 競技スポーツや健康の保持増進、レクリエーションを目的とした生涯スポーツのほか、身体活動及び日常の生活活動

「ささえ、育てる」 ⇒ 競技指導や競技運営をサポートするボランティア活動、施設の維持管理など



第2章 現状と課題

2.1 スポーツを取り巻く現状

本市では人口減少や少子高齢化が進行しており、将来にわたっても、この傾向は続くものと推測されています。このような傾向と同様に、スポーツ離れと相まって、運動部活動やスポーツ少年団への参加人数は減少しており、これに加え、指導者不足や高齢化など、スポーツイベント運営への影響も顕在化しています。

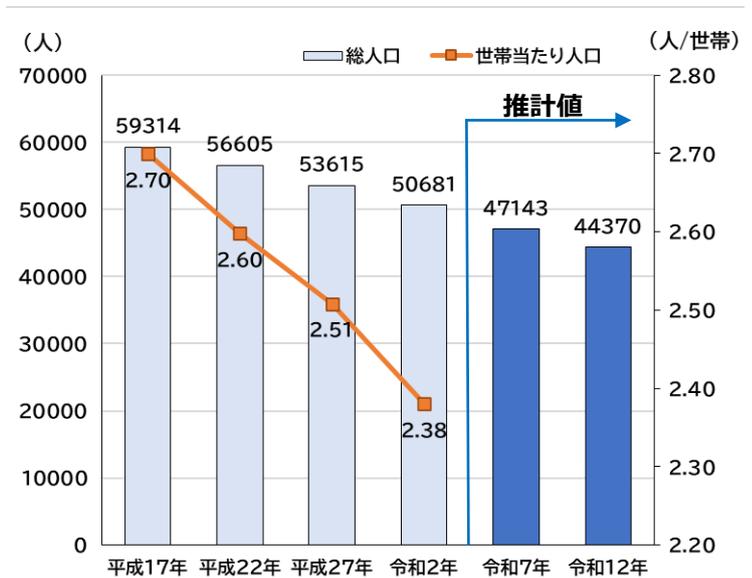
スポーツ合宿の状況を見ると、大学・一般利用者が大幅に減少する一方で、高等学校、中学校の利用が増加しています。また、大学・一般の1件当たりの宿泊数をみると、2.60日/件と増加しています。

小・中学生を対象にした体力・運動能力の調査結果をみると、全国的に体力の低下がみられ、本市においても同様の傾向がみられます。また、運動習慣等調査では、運動が嫌いな児童生徒及び運動を全くしない児童生徒は、全国的にみて小学生より中学生のほうが多くなっており、若年層のスポーツ離れが懸念されます。なお、本市でも全国と同様な傾向ですが、中学生男子を除き、全国、県平均を上回っており、全国より深刻な状況と言え、今後の小・中学生のスポーツ離れや、基礎的な体力低下が懸念されます。

2.1.1 人口の推移と将来人口

国勢調査人口を見ると、令和2年では、50,681人であり、平成17年の85%程度まで減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計値によれば、令和12年には、44,370人となり、令和2年より、約6,000人減少が見込まれています。

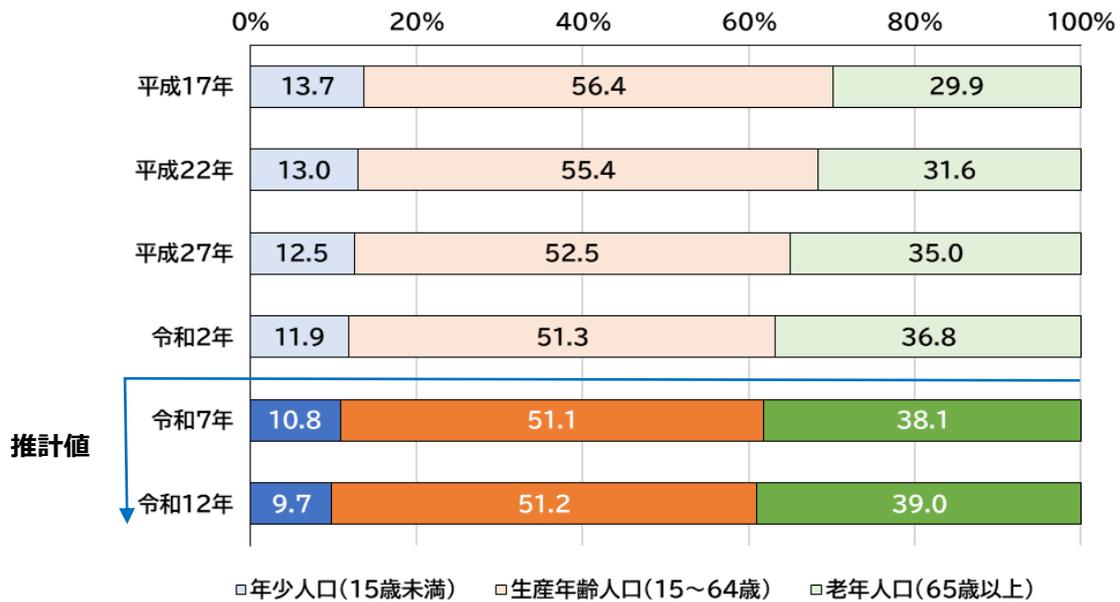
世帯当たり人口をみると、減少しており、令和2年には、2.38人/世帯となり、単身世帯、とりわけ高齢者の単身世帯の増加が懸念されます。



資料：実績値)国勢調査
推計値)国立社会保障・人口問題研究所(令和5年12月)

図2-1 総人口及び世帯当たり人口の推移

3区分別人口をみると、少子高齢化が顕著となり、推計値においても、その傾向が続くものと見込まれています。



資料：実績値)国勢調査

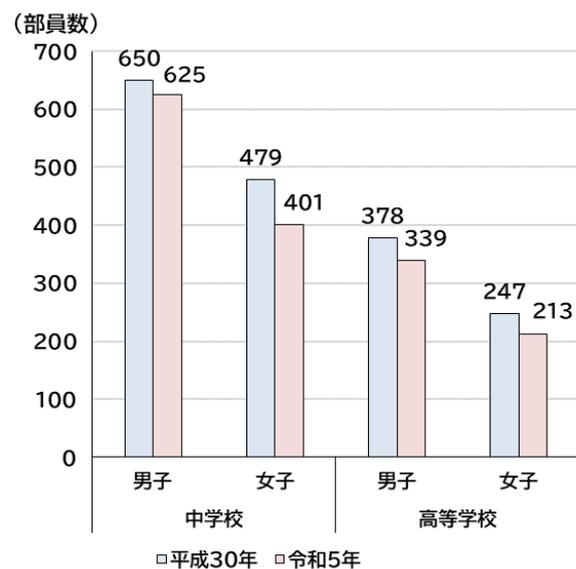
推計値)国立社会保障・人口問題研究所(令和5年12月)

図2-2 3区分別人口の推移

2.1.2 運動部活動の加入状況

令和5年の運動部は、中学校12種目、高等学校14種目あり、部員数が多い順をみると、中学生では、ソフトテニス、陸上競技で、高校生では、バスケットボール、ソフトテニスとなっています。

ただ、運動部全体では、平成30年と比較すると、部員数、参加率ともに減少しています。



資料：三次市調

図2-3 中学校・高等学校の運動部員の推移

表 2-1 中学校・高等学校の運動部の状況

種目	中学校				高等学校			
	実施校	男子	女子	部員数	実施校	男子	女子	部員数
陸上競技	9	125	55	180	3	31	21	52
サッカー	5	42	1	43	3	60	6	66
バレーボール	8	8	88	96	3	17	39	56
バスケットボール	5	88	57	145	3	59	38	97
テニス	-	-	-	-	-	-	-	-
ソフトテニス	10	90	104	194	3	37	36	73
卓球	9	109	42	151	3	33	8	41
バドミントン	-	-	-	-	1	15	22	37
硬式野球	-	-	-	-	3	46	6	52
軟式野球	11	126	9	135	1	10	-	10
柔道	2	3	2	5	-	-	-	-
剣道	4	18	16	34	2	13	10	23
水泳	2	4	1	5	1	1	4	5
ソフトボール	-	-	-	-	1	-	8	8
体操競技	1	7	26	33	1	11	15	26
レスリング	1	5	-	5	1	6	-	6
合計		625	401	1,026		339	213	552
全校数・生徒数	12	682	633	1,315	3	460	498	958
参加率(R5年)		91.6%	63.3%	78.0%		73.7%	42.8%	57.6%
参加率(H30年)				84.3%				59.9%

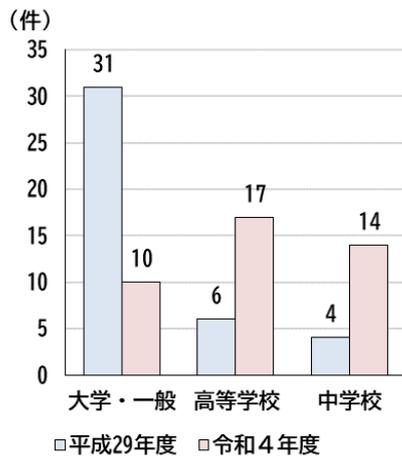
※令和5年5月1日現在

資料：三次市調

2.1.3 スポーツ大会、合宿等の状況(みよし運動公園)

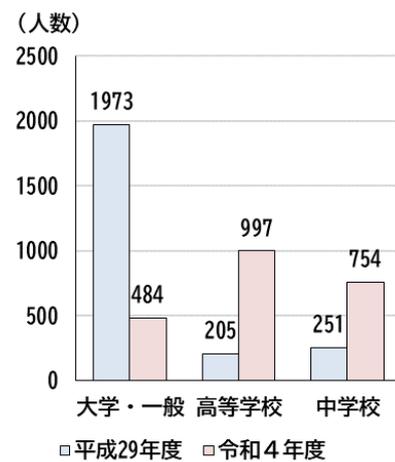
令和4年度の合宿・大会に係る宿泊は、平成29年度に比較すると、大学・一般が大幅に減少する一方で、高等学校、中学校の利用が増加しています。

また、1件当たりの宿泊数をみると大学・一般は、2.60日/件と増加しています。



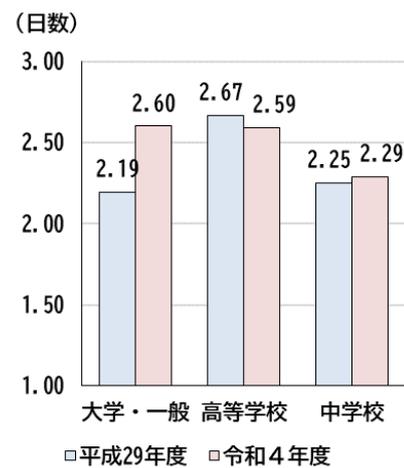
資料：三次市調

図 2-4 みよし運動公園の合宿・大会件数



資料：三次市調

図 2-5 みよし運動公園の合宿・大会延べ人数

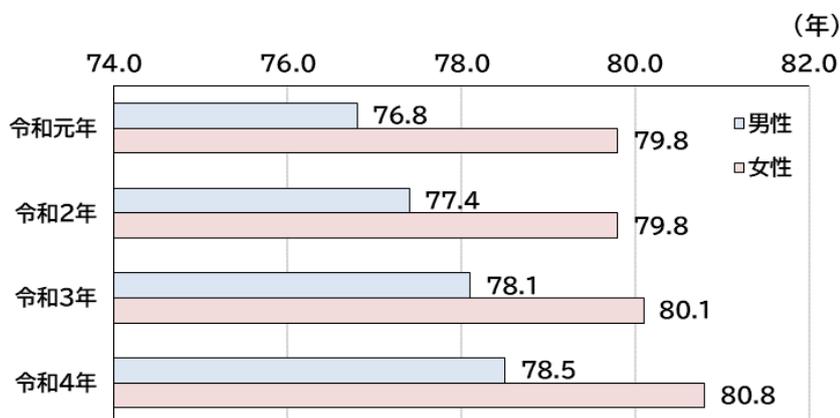


資料：三次市調

図 2-6 みよし運動公園の合宿・大会 1 件当たりの宿泊日数

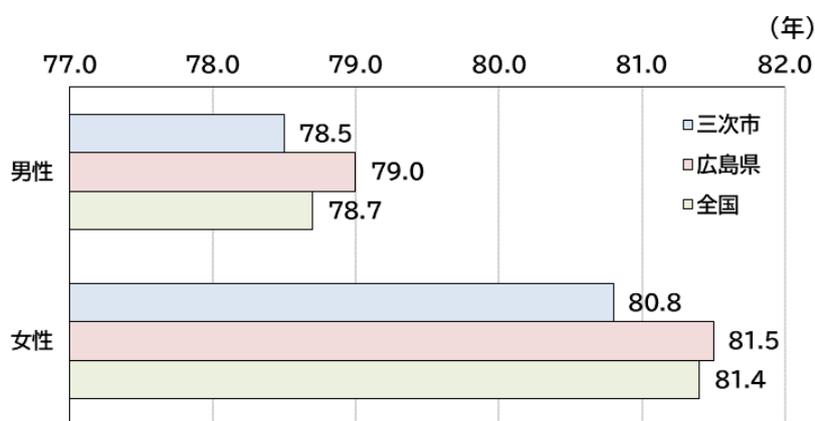
2.1.4 健康寿命

令和元年以降の健康寿命をみると、男女とも毎年伸びていますが、令和4年の健康寿命^{※2.1}は、国や県と比較すると低い状況です。



資料：国保データベース

図 2-7 三次市の健康寿命



資料：国保データベース

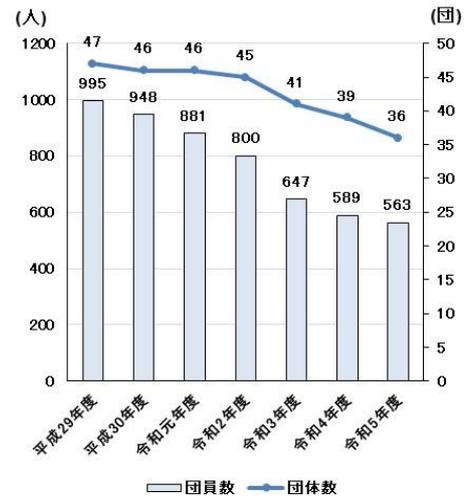
図 2-8 令和4年健康寿命の比較(本市、県、国)

※2.1 健康寿命

ある健康状態で生活することが期待される平均期間を表す指標のこと。

2.1.5 スポーツ少年団の加入状況

本市におけるスポーツ少年団数を見ると、令和5年度時点で36団体ですが、平成29年度時点より11団体減少しています。それに比例して、団員数も減少しており、平成29年度時点の団員数を保持している種目は陸上競技のみとなっています。



資料：三次市調

図 2-9 スポーツ少年団の団体数、団員数の推移

表 2-2 スポーツ少年団の種目別団体数、団員数の推移

種目	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
軟式野球	団体数	13	13	13	13	13	13	13
	団員数	195	195	217	212	191	171	176
バレーボール	団体数	5	6	6	5	3	2	1
	団員数	75	85	69	60	32	31	27
ソフトテニス	団体数	1	1	1	1	1	1	1
	団員数	49	49	31	26	26	29	14
陸上競技	団体数	1	1	1	1	1	1	1
	団員数	32	32	30	20	35	35	32
卓球	団体数	1	1	1	1	1	1	1
	団員数	17	17	16	7	4	10	8
サッカー	団体数	10	10	10	10	10	10	8
	団員数	254	254	221	183	155	131	136
バスケットボール	団体数	4	4	4	4	3	3	3
	団員数	176	176	145	152	91	76	73
柔道	団体数	1	1	1	1	1	1	1
	団員数	24	24	25	22	18	20	22
剣道	団体数	6	6	6	6	5	5	5
	団員数	86	86	90	82	66	68	62
空手道	団体数	2	2	2	2	2	1	1
	団員数	21	21	24	24	22	11	9
なぎなた	団体数	1	1	1	1	1	1	1
	団員数	9	9	13	12	7	7	4
合計	団体数	47	46	46	45	41	39	36
	団員数	995	948	881	800	647	589	563

※各年8月1日現在

資料：三次市調

2.1.6 市のスポーツ支援事業等

本市の主な支援事業は、以下のとおりです。

表 2-3 本市のスポーツ支援事業(令和5年度)

事業名称	事業内容	主な支援事業等
地元チーム応援事業	広島県を拠点とするチームの応援・支援。観客動員や三次認知度向上が目的。	・サンフレッチェ広島公式 YouTube チャンネル「ぶらサンチェ」
子どもの夢を応援事業	スポーツをしていない子どもを対象としたスポーツ体験企画やトップアスリートによるスポーツ教室等の開催や支援、補助。子どもたちがスポーツを始めるきっかけづくりが目的。	・サンフレッチェ広島レジーナ女子サッカースクールプロジェクト への支援 ・三次市野球教室 i n きみた への支援
大会・合宿誘致事業	スポーツ大会・合宿の誘致、支援、宿泊補助など。施設の稼働率向上や、新たなスポーツ交流の実現を目指し、間近で「みる」機会を提供。	・「カーネクスト presents 第9回W B S C女子野球ワールドカップ・グループB」の誘致 ・「侍ジャパン女子代表(マドンナジャパン) 強化合宿」誘致 ・広島ドラゴンフライズ プレシーズンマッチ ・広島ドラゴンフライズ学校訪問
女子スポーツ応援事業	市内で開催する試合の会場使用料や入場料の補助など。女性の活躍の場の創出や、関係人口の拡大と地域活性化が目的。	・中四国女子硬式野球リーグ「ルビー・リーグ」2023の誘致 ・「第9回女子硬式野球西日本大会」観戦・交流
Sport in Life推進事業	市民誰もがスポーツを楽しみ、習慣化するきっかけづくりが目的。	・三次市チャレンジデー2023

資料：三次市調

表 2-4 本市のスポーツ助成事業(令和5年度)

事業名称	事業内容	主な支援事業等
スポーツ等合宿助成事業	スポーツ等合宿において、三次市内に宿泊し、三次市内のスポーツ・文化施設等を利用した団体等に対する助成。施設の稼働率向上などが目的。	申請件数 91 件 (内訳：合宿 37 件、大会 54 件) 延べ利用者数 3,182 人

資料：三次市調

2.1.7 児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果

児童生徒の体力、運動能力は、国、県、本市ともに低下傾向にあります。本市は、小学生男女ともに県平均より低い状態にあります。また、中学生男子は、ほぼ同等ですが、女子は、平成31年度から令和4年度においては、県平均より高く、令和5年度で大きく低下し、県平均を下回っています。

令和4年度の種目別の結果を国と比較すると、全8種目のうち、国平均を超えた種目は多くなく、小学校男子で2種目、女子で3種目、中学校では男女とも4種目となっています。

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査とは

全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証しその改善を図るための調査。

【対象学年】小学校5年生、中学校2年生

【実施時期】4月末から7月末までの期間

【実施種目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、持久走、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

※持久走については、令和元年度、3年度、5年度に中学生が実施。

(1) 小学生の体力合計点

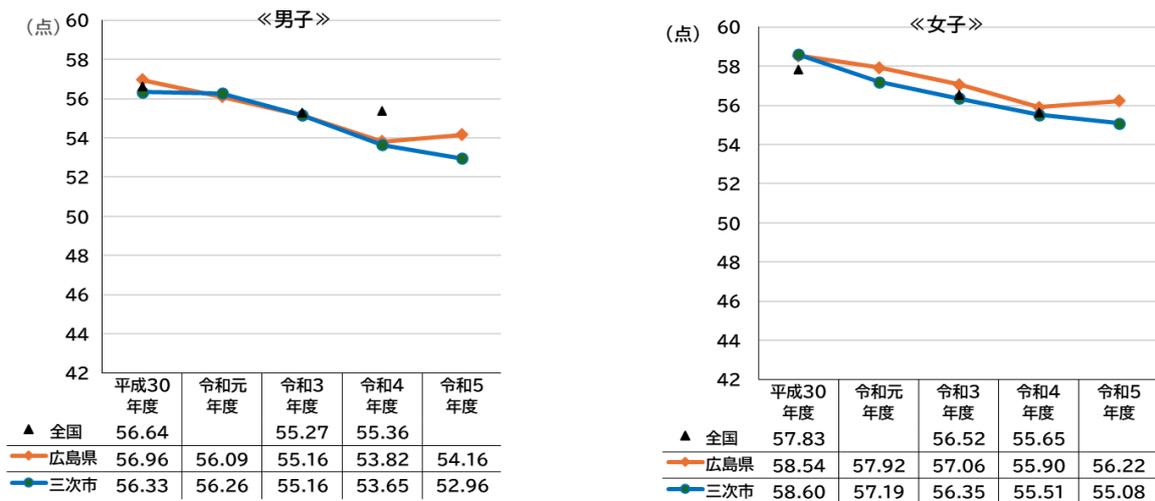


図 2-10 小学生の体力合計点の推移

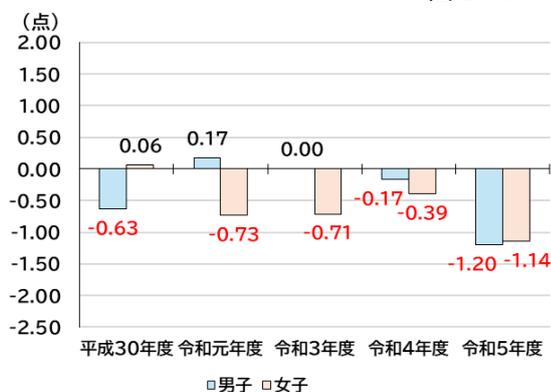


図 2-11 小学生の体力合計点における県との比較

資料：広島県児童生徒の体力・運動能力調査結果(広島県)
 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(スポーツ庁)
 ※令和2年度調査は行っていない。

(2) 中学生の体力合計点

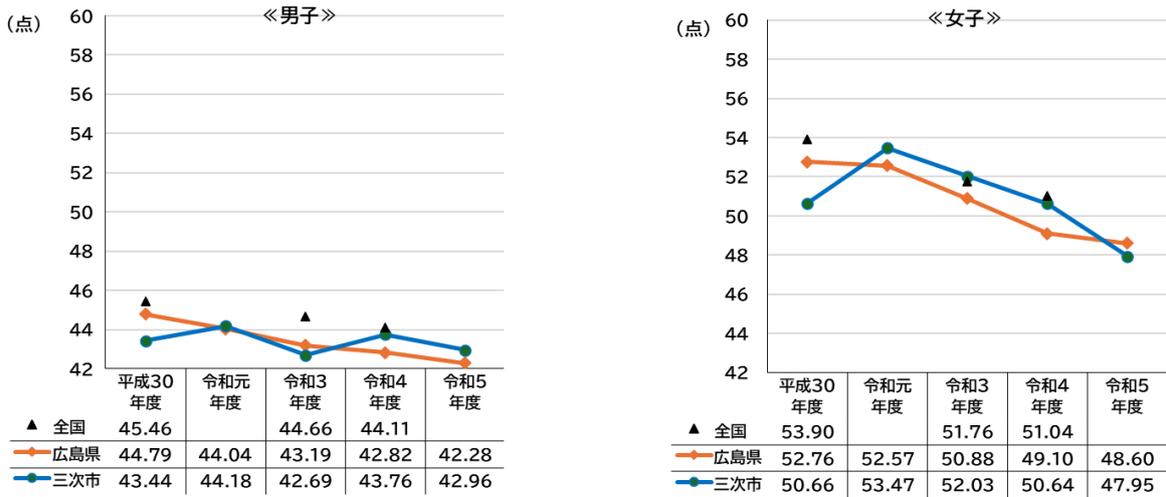
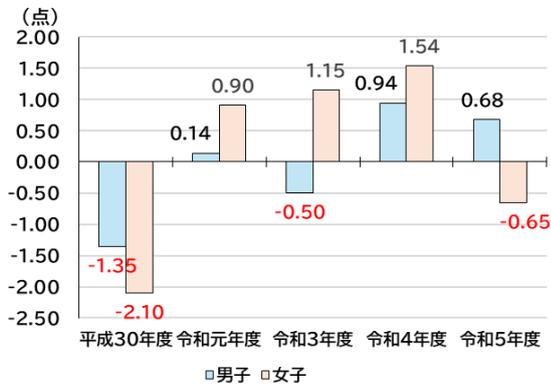


図 2-12 中学生の体力合計点の推移



資料：広島県児童生徒の体力・運動能力調査結果(広島県)
 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(スポーツ庁)
 ※令和2年度調査は行っていない。

図 2-13 中学生の体力合計点における県との比較

(3) 小・中学生の種目体力・運動能力の比較

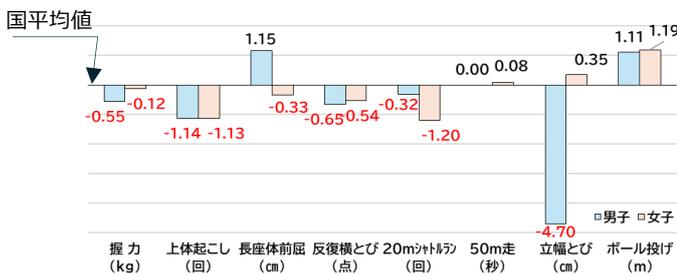


図 2-14 小学生の種目別における国との比較 (令和4年度)

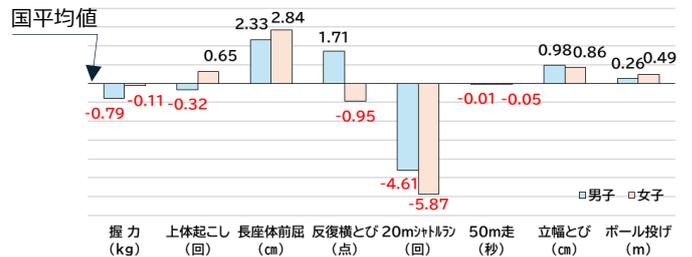


図 2-15 中学生の種目別における国との比較 (令和4年度)
 ※国平均値を”0”とする。

表 2-5 児童・生徒の体力・運動能力が全国平均を上回る種目の割合(令和4年度)

項目	小学校(8種目)		中学校(8種目)		平均
	男子	女子	男子	女子	
国平均を上回る 件数/割合	2種目 (25%)	3種目 (38%)	4種目 (50%)	4種目 (50%)	41%

資料：広島県児童生徒の体力・運動能力調査結果(広島県)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(スポーツ庁)

(4) 運動習慣等調査(令和5年度) … 運動が好きか(嗜好性)

運動が嫌いな児童生徒は、中学生男子を除き、全国、県平均を上回っています。

全国、県、本市いずれも、小学生に比べ、中学生は男女ともに、「好き」の減少がみられ、特に、中学女子では半数以下となっています。

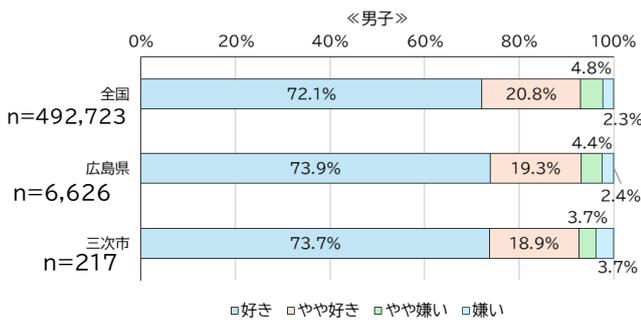


図 2-16 運動の嗜好性(小学生男子)

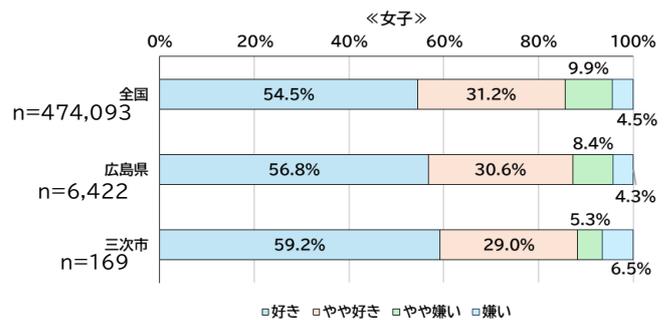


図 2-17 運動の嗜好性(小学生女子)

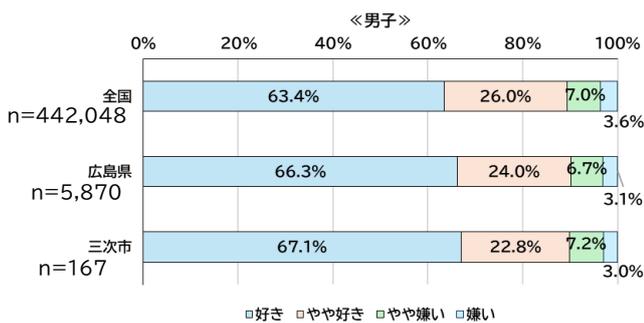


図 2-18 運動運動の嗜好性(中学生男子)

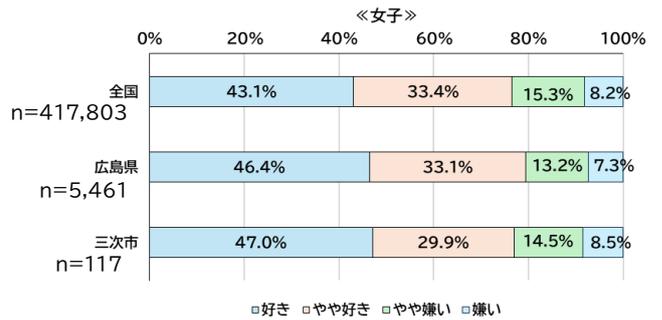


図 2-19 運動運動の嗜好性(中学生女子)

資料：広島県児童生徒の体力・運動能力調査結果(広島県)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(スポーツ庁)

(5) 運動習慣等調査(令和5年度) … 1週間の総運動量

全く運動しない児童生徒は、中学生男子を除き、全国、県平均を上回っています。

中学生女子は、全国、本市で20%以上が全く運動しないとしており、小学生女子に比べると3倍程度となっています。

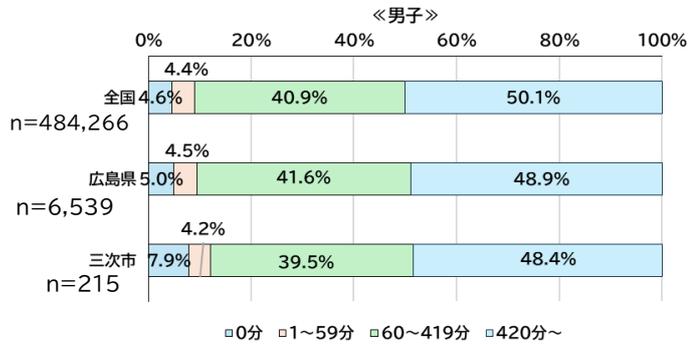


図 2-20 総運動量(小学生男子)

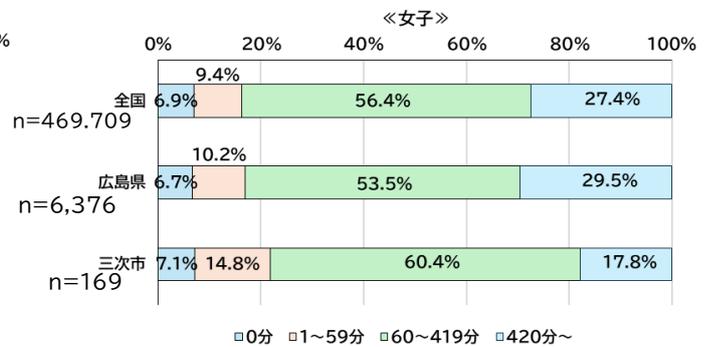


図 2-21 総運動量(小学生女子)

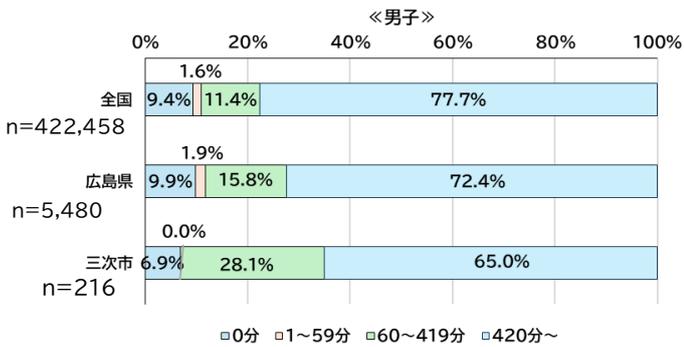


図 2-22 総運動量(中学生男子)

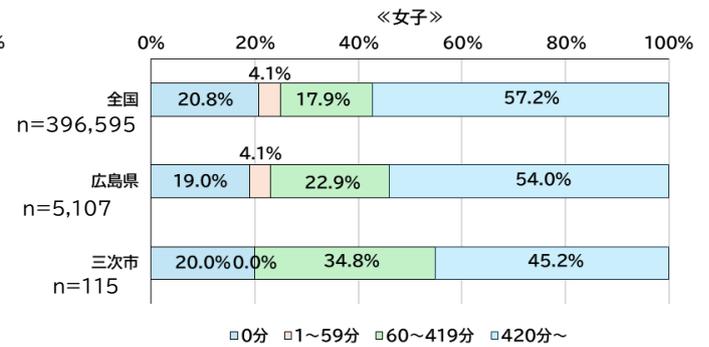


図 2-23 総運動量(中学生女子)

資料：広島県児童生徒の体力・運動能力調査結果(広島県)
 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(スポーツ庁)



2.1.8 スポーツ指導者の状況

スポーツ推進委員は、平成29年度には36名に委嘱していましたが、令和5年度では31名と5名減少しています。

スポーツ推進委員の認知度は1割程度と低く、また、平成29年度調査時より1.7%低下しています。

(1) スポーツ推進委員(令和5年12月31日時点)

表2-6 スポーツ推進委員

地区	推進委員数	地区	推進委員数
三次	17	吉舎	2
君田	3	三良坂	4
布野	2	三和	1
作木	1	甲奴	1
		合計	31

スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う役割を担っています。(スポーツ基本法第32条)

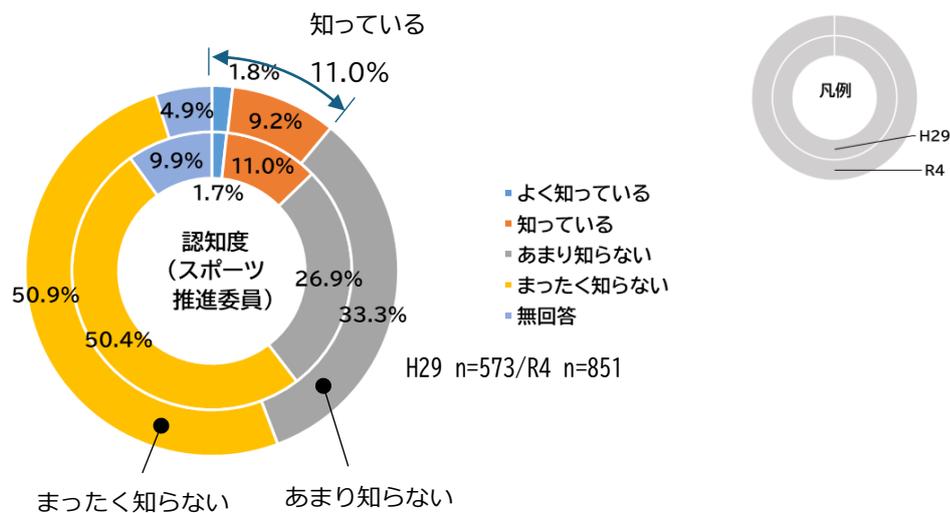


図2-24 スポーツ推進委員の認知度

(2) スポーツ少年団指導員(令和5年12月31日時点)

表2-7 スポーツ少年団指導員

種目	指導員数	種目	指導員数	種目	指導員数
陸上	4(3)	テニス	3(2)	なぎなた	5(2)
サッカー	38(20)	野球	77(47)	卓球	4(2)
バレー	6(4)	柔道	3(3)	空手	4(2)
バスケット	16(10)	剣道	24(16)	合計	184(111)

※()内は公認あるいは認定員

・JSP0 公認資格(受講済み含む)/スポ少認定員/JFA 公認指導者

2.2 スポーツ施設の利用状況等

本市のスポーツ施設は、大半が、旧三次市以南にあります。そのうち、主要なスポーツ施設は耐用年数を超過した施設が多く、また、その設備の更新も十分ではありません。安全面の確保や利用率の向上に向け、今後、施設及び設備の更新などの対策が課題となっています。

主要な施設の利用状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、スポーツへの参加機会も減少したこともあり、令和2年から令和3年にかけて施設利用者数が大きく落ち込んでいます。令和4年以降では、利用者数の増加がみられますが、コロナ禍以前の第1期計画策定時(平成29年)の水準まで回復していません。

2.2.1 市内スポーツ施設の位置

市内スポーツ施設の分布状況は、以下のとおりです。
施設の大部分が、旧市内を含め南部に集中しています。

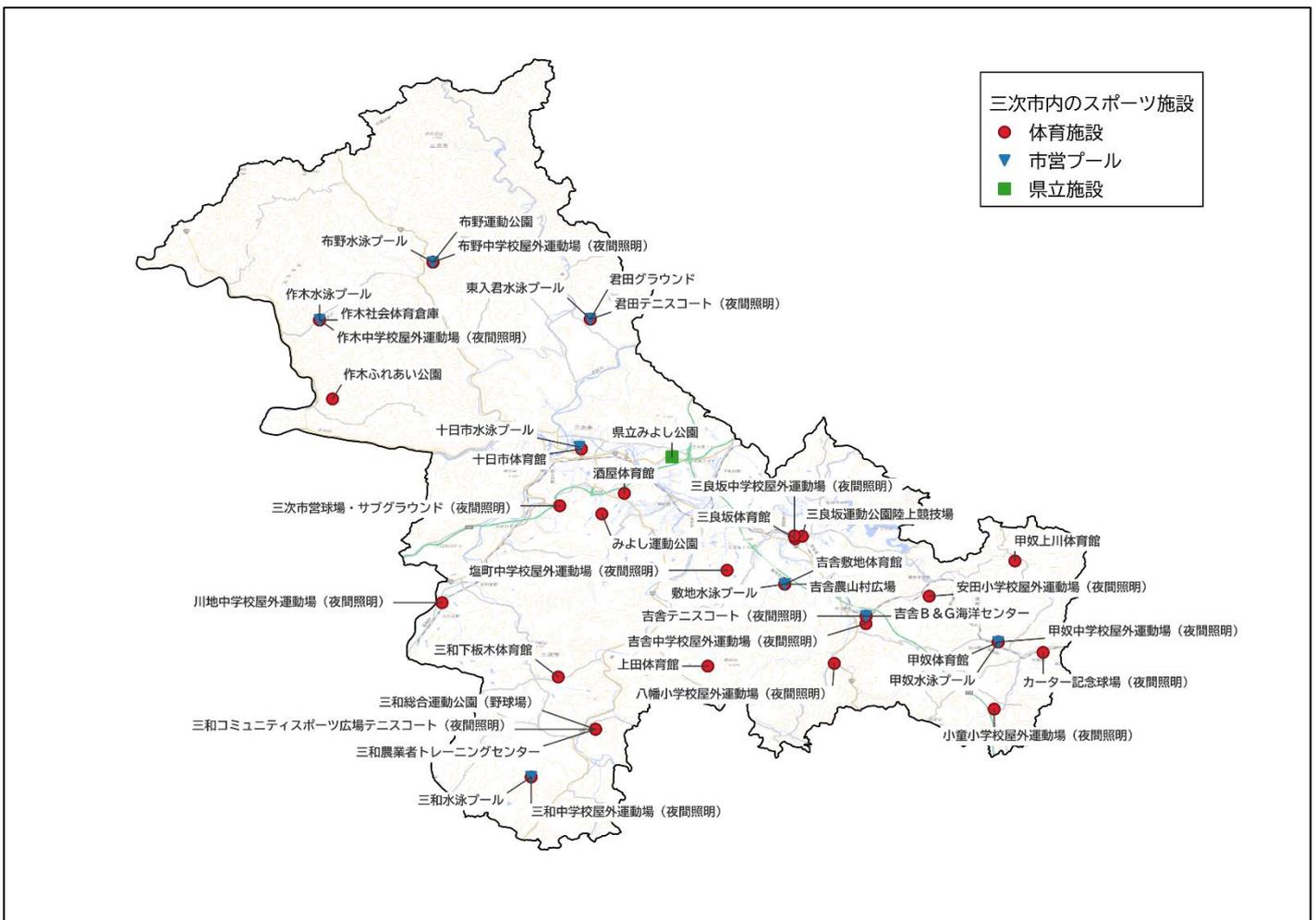


図 2-25 市内スポーツ施設の位置図

資料：三次市調

2.2.2 主なスポーツ施設の整備状況

主な施設の整備状況は以下の通りです。

現在までに施設更新を行っているところですが、構築物の減価償却の耐用年数を超過している施設がみられるなど施設の老朽化が課題となっています。また、施設内の備品や設備についても、更新が十分ではない施設も見受けられます。

表 2-8 主なスポーツ施設の整備状況

区分	施設名	施設内容	供用開始 (経過年数)	
市立スポーツ施設	公園・グラウンド	みよし運動公園野球場	両翼(100m)、中堅(122m) 内外野人工芝	平成21年3月 (15年)
		みよし運動公園陸上競技場	全天候型 400mトラック8レーン、天然芝インフィールド	平成5年3月 (31年)
		みよし運動公園テニスコート	屋内：人工芝4面 屋外：人工芝8面	平成18年3月 (18年)
		三次市営球場	両翼(91m)、中堅(115m)、 内野：土、外野：天然芝	昭和54年3月 (45年)
	体育館	十日市体育館	床面 31m×35m バレーコート2面	昭和43年3月 (56年)
		酒屋体育館	フロア面積：1,610m ² バレーコート2面	昭和58年3月 (41年)
	プール	十日市水泳プール	50m 9コース、水深 1.5m	昭和61年6月 (38年)
県立スポーツ施設	県立みよし公園アリーナ	フロア面積：1,922平方メートル、観覧 固定席約1,000席	平成3年10月 (33年)	
	県立みよし公園プール	25m×17m、8コース、 水深135～155cm 室内、温水	平成12年4月 (24年)	

※供用開始欄の()内数字は令和6年4月現在の経過年数

資料：三次市調

《参考 施設の法定耐用年数》

施設名称	構造	耐用年数
野球場・陸上競技場	スタンド(主に鉄骨鉄筋コンクリート造)	45年
	土工部分	30年
水泳プール	-	30年
体育館	鉄筋コンクリート造	47年
	鉄骨コンクリート造	34年

資料：減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表(抜粋)

2.2.3 主なスポーツ施設の利用状況

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降の利用人数の減少がみられます。令和4年度以降の国内移動の規制緩和により、みよし運動公園野球場や酒屋体育館など一部の施設ではコロナ禍以前の水準にまで回復していますが、回復傾向にない施設もあります。また、令和4年度において基準年度となる平成29年度の利用実績を上回った施設は、みよし運動公園野球場のみとなっています。

表 2-9 主なスポーツ施設の利用状況

区 分	施設名	利用者数（人）							
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 ^{※3}	令和 5 年度 ^{※4}	
市立スポーツ施設	公 園・ グラウンド	みよし運動公園野球場 ^{※1}	20,447	22,380	22,969	16,561	16,894	22,272	41,510
		みよし運動公園陸上競技場 ^{※1}	22,262	22,137	22,783	10,590	18,085	18,410	29,930
		みよし運動公園テニスコート	32,282	31,708	27,123	19,912	17,982	19,715	21,472
		三次市営球場	13,065	15,150	13,407	8,228	9,783	6,449	6,089
	体育館	十日市体育館	19,170	18,659	18,410	12,825	14,120	11,618	12,946
		酒屋体育館	12,834	11,468	11,829	10,569	10,681	11,620	11,990
	プール	十日市水泳プール	17,444	10,675	10,853	1,615	1,738	2,581	1,569
県立スポーツ施設	県立みよし公園アリーナ	72,084	55,858	52,793	16,611	10,724	18,687	33,425	
	県立みよし公園プール ^{※2}	44,888	40,593	24,710	20,771	16,040	22,948	18,871	
	県立みよし公園トレーニング室 ^{※2}	10,815	10,741	10,881	4,143	2,412	5,212	8,493	

資料：三次市調

※1 会議室利用人数を除く

※3 令和4年度欄の矢印は、平成29年度との比較結果を表記

※2 同一棟内

※4 令和5年度欄の矢印は、令和4年度との比較結果を表記

2.3 スポーツに関する市民アンケート調査

運動・スポーツする頻度は、減少傾向にあり、運動・スポーツを行わない理由として、時間的に余裕がないが最も多いですが、体力的に不安や興味・関心がないという理由がつついています。これは前回調査より増加しており、無関心層が増加していることがうかがえます。

運動、スポーツの推進を図るための施策等として、前回調査とともに施設設備の充実やスポーツ情報の提供、指導者の育成が上位となっています。

地域でのスポーツについては、満足度及び重要度は増加しているものの、重要度に比べ満足度は低くなっており、満足度向上に向けた施策展開が望まれます。

「施設の充実」や「試合等の開催」、「スポーツイベントの充実」などにより、「スポーツのまちみよし」と感じている人は、前年度より増加していますが、その反面、そう思わない理由として、「スポーツイベントの充実」が前年度調査より大幅に増加しています。

女子スポーツの認知度は高くはありませんが、必要性については評価されています。

総合型地域スポーツクラブの認知度、必要性ともに低い状況です。

調査結果は次頁のとおりです。

2.3.1 調査の目的、概要

調査目的	第2期三次市スポーツ推進計画を策定するにあたり、18歳以上の市民を対象に本市のスポーツの現状やニーズ等を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施。
対象者	三次市在住の18歳以上の市民
調査時期	令和4年10月26日～同年11月21日
調査方法	郵送・インターネットでの配布・回収
対象者数	2,000人
回収数	851票（回収率：42.6%）

2.3.2 調査結果

(1) 属性

回答者の属性は、以下のとおりです。

回答者は、旧三次市内が7割弱と多く、また、70歳以上の年齢層が多く回答しています。

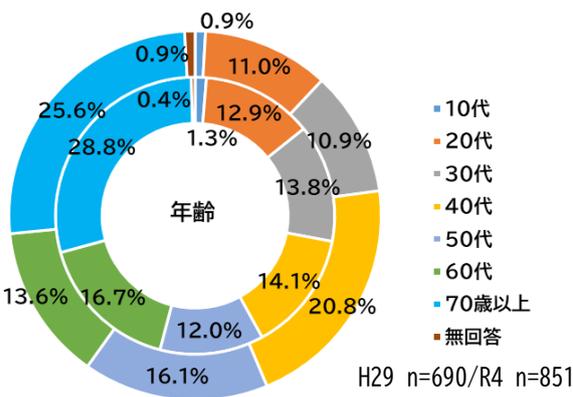


図 2-26 回答者の年齢構成

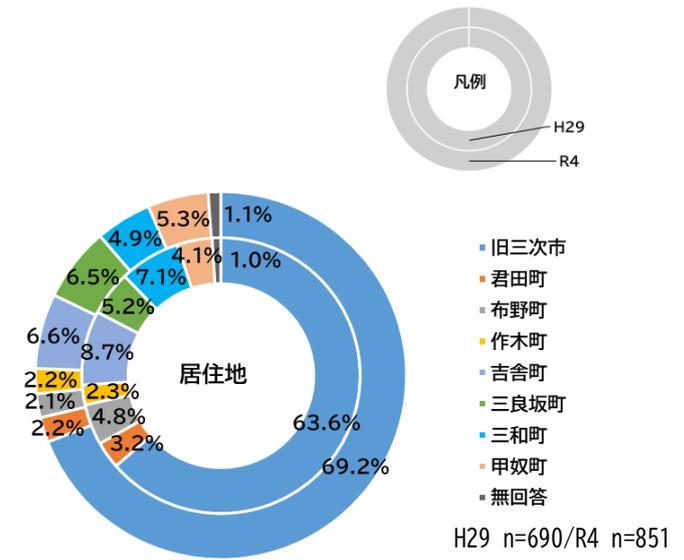


図 2-27 回答者の居住地

(2) スポーツに関する状況

運動・スポーツする頻度は、減少傾向にあり、週1日以上運動する人は、令和4年度調査で32.4%にとどまっています。

スポーツを行う理由としては、健康維持が最も多く、趣味やコミュニケーションが上位3位にランクされており、前回調査よりも増加がみられます。

運動・スポーツを行わない理由として、時間的に余裕がないが最も多いものの、前回調査より8.1%減少しています。体力的に不安や興味・関心がないという理由がつづいており、前回調査より増加がみられます。

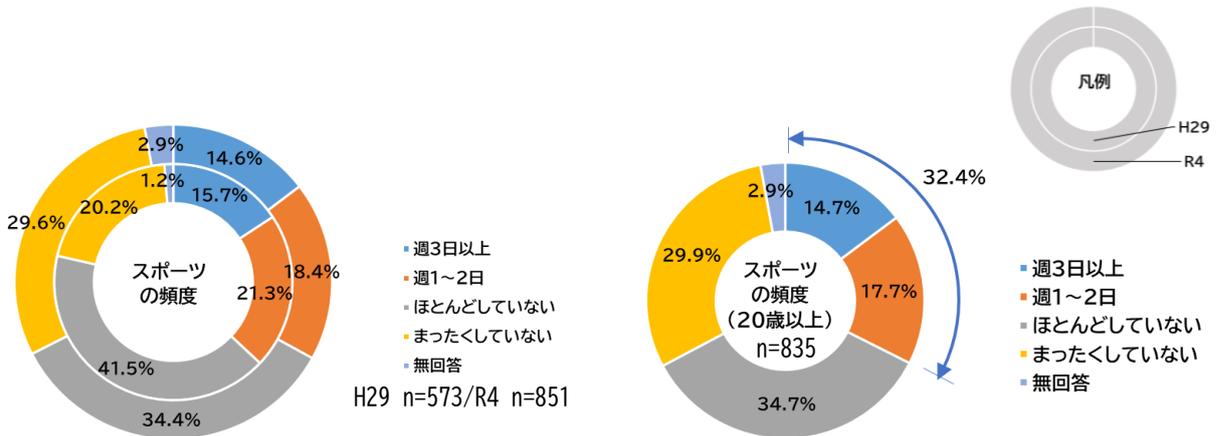


図 2-28 運動・スポーツをする頻度

図 2-29 運動・スポーツをする頻度(令和4年度・20歳以上)

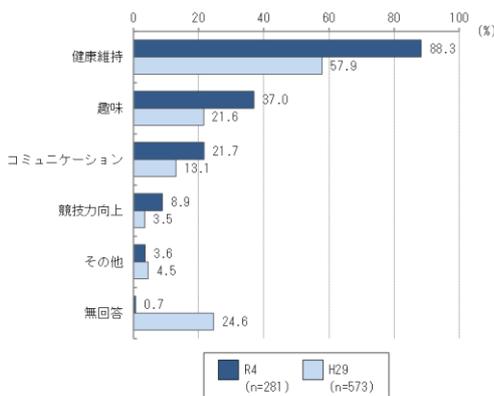


図 2-30 スポーツを行う目的

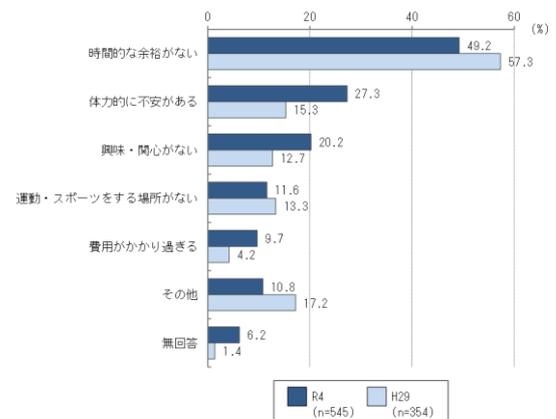


図 2-31 スポーツをしない理由

(3) 運動、スポーツの推進を図るための施策等

前回調査とともに施設設備の充実やスポーツ情報の提供、指導者の育成が上位となっていますが、今回調査では、施設設備の充実が減少し、スポーツ情報の提供及び指導者の育成の必要性が高くなっています。

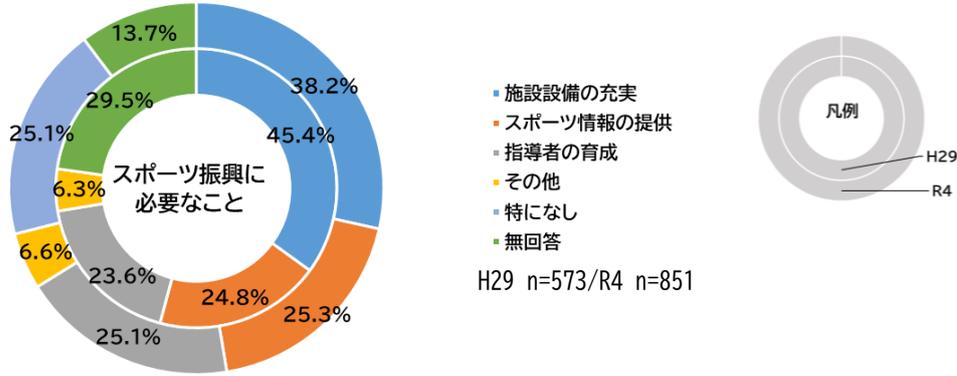


図 2-32 運動・スポーツ振興に必要なこと

(4) 地域でのスポーツ活動について

地域でのスポーツについては、満足度及び重要度が増加しています。

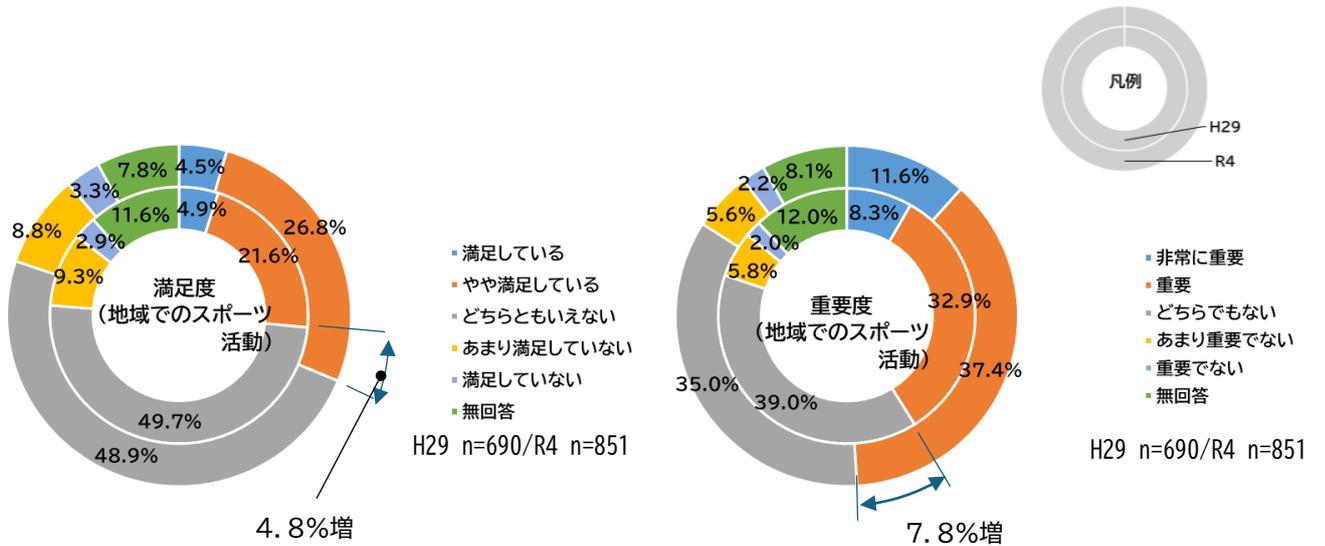


図 2-33 満足度

図 2-34 重要度

(5) スポーツに関する三次市のイメージ

「スポーツのまちみよし」と感じている人は、前年度より4.8%増加しています。そう思う理由として、「施設の充実」や「試合等の開催」、「スポーツイベントの充実」が上位を占め、かつ、前年度より増加していますが、その反面、そう思わない理由として、「スポーツイベントの充実」が前年度調査より、20.7%増加し、そう思わない理由の1位となっています。また、そう思う理由の上位にある「試合等の活発な開催」については、前年度より10.1%増加しています。

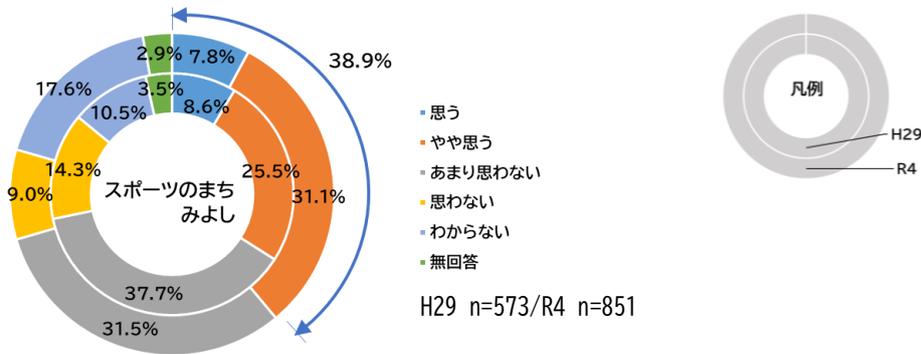


図 2-35 スポーツに関する三次のイメージ

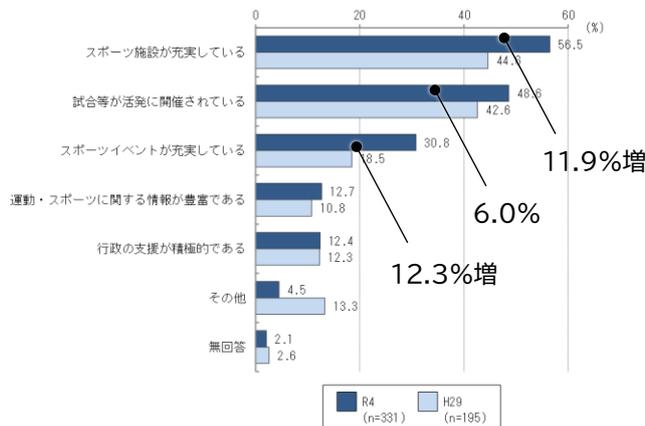


図 2-36 「スポーツのまちみよし」と思う理由

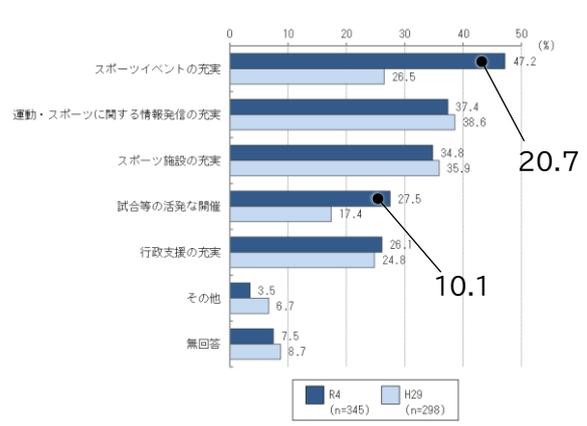


図 2-37 「スポーツのまちみよし」と思わない理由

(6) 女子スポーツ推進への取組

女子スポーツの認知度は23.8%と高くはありませんが、必要性については、認知度で知っていると回答した割合より13%上回っています。

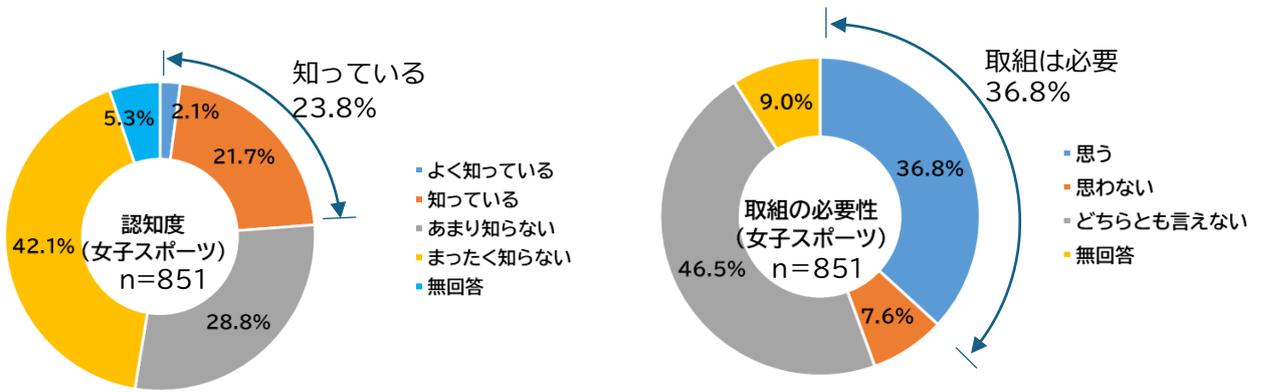


図 2-38 女子スポーツの認知度(令和4年度)

図 2-39 女子スポーツの取組の必要性(令和4年度)

(7) 総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブの認知度、必要性は低く、令和4年度調査では、平成29年度調査時より低下しています。また、本市唯一の総合型地域スポーツクラブ「みわスポーツクラブ」の加入者数も減少傾向にあります。

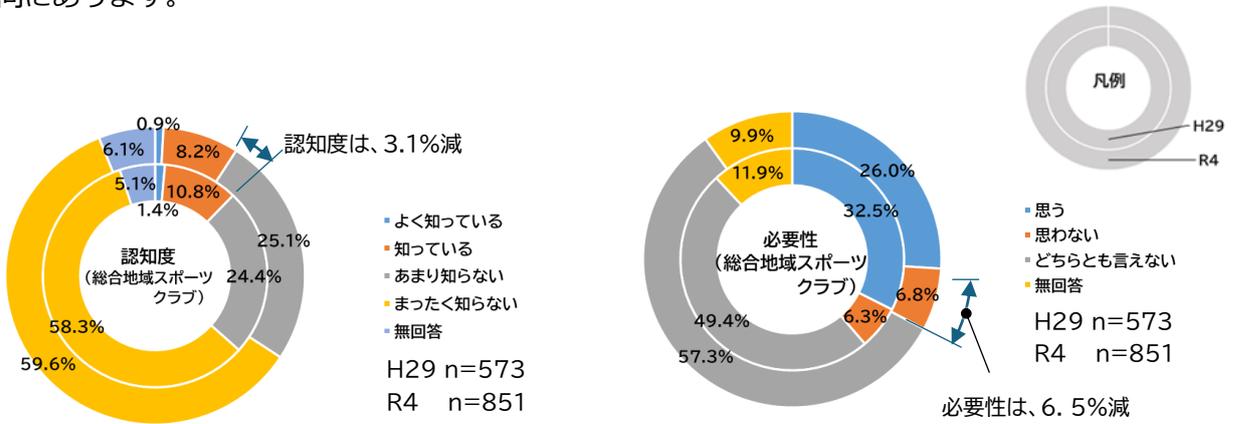


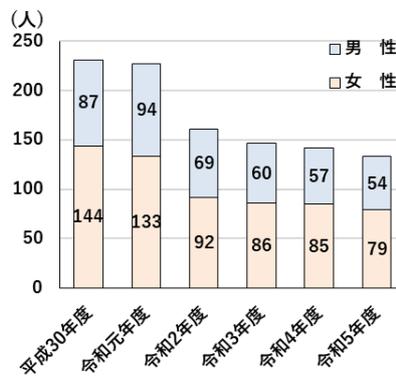
図 2-40 総合型地域スポーツクラブの認知度

図 2-41 総合型地域スポーツクラブの必要性

表 2-10 総合型地域スポーツクラブの加入状況(各年3月31日時点)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	13	9	13	14	16	12
中学生	12	10	9	6	4	8
高校生	8	9	3	7	3	3
一般	82	84	56	39	40	34
シニア	116	115	80	80	79	76
合計	231	227	161	146	142	133

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	87	94	69	60	57	54
女性	144	133	92	86	85	79



※令和5年度は令和6年1月15日時点

資料：みわスポーツクラブ

図 2-42 総合型地域スポーツクラブの加入状況

2.4 関係団体へのヒアリング調査

本市のスポーツ推進に向け、スポーツ推進に関連する5団体及び庁内の関係する2部署に対しヒアリングを実施しました。

各団体から得られた改定に向けたアイデアやキーワードは、下記のとおりです。

このヒアリングでは、スポーツに関わっている団体等におけるスポーツに関する課題が明らかになりました。

《主な課題》

- ・ 地域との連携とコミュニティ形成の場としての活用
- ・ 少子高齢化への対応
- ・ 施設(老朽化)や受け手体制の充実
- ・ 人材の確保や育成
- ・ 情報の受発信手段の効果的な活用

ヒアリング期間	2024年10月10日、12日(2日間)
ヒアリング項目	組織の概要、活動状況、取組課題、スポーツ推進に向けての展望、その他

表2-11 改定に向けてのアイデア・キーワード

- ・ スポーツを通してのコミュニティづくり「市民一(いち)スポーツ」の推進。
- ・ **スポーツコミュニティ**^{※2.2}として楽しむ。
- ・ 小・中・高での**リレー教育**^{※2.3}(基礎的技術の習得)。
- ・ **幼児期からの教育**の推進(遊びの教室)。
- ・ 社会体育では「観る」「支える」「する」とあり、児童生徒の体力や考え方などに**見合った教育方針**といえる。
- ・ 「学校を核にした地域づくり」や「地域に開かれた学校」を理念として、**地域との連携**を推進。
…… 学校、スポーツ団体、施設等と地域の連携。
- ・ 生涯スポーツは、リクリエーション。
- ・ 生涯スポーツは、地域になじむための手段として、**コミュニティ形成の場としての視点**で推進。
- ・ 施設利用者のモラル。
- ・ 障害者スポーツ(以下、**パラスポーツ**^{※2.4}という)、生涯スポーツ、競技スポーツ、それぞれの関係者の**役割分担の明確化**。
- ・ 競技人口、参加人口の**減少対策**。
- ・ 大会等の誘致には、**施設(老朽化等)や、ボランティアスタッフも含め受け手の体制を充実**。
- ・ 生涯スポーツの基地(みよし運動公園)。
- ・ スポーツを通じ、障害者の課題(苦労など)を共有。
- ・ 種目を絞り**集中投資**をして当該種目の強化を図り知名度を上げる。
- ・ 指導者育成・確保のための仕組みづくり。**指導者の高齢化及び人材不足の解消、緩和**。
- ・ 人材バンクの開設や公認指導者の確保など、**スポーツリーダー**^{※2.5}の**育成**が急務。
- ・ **SNS等を活用した情報発信・受信**。

※2.2 スポーツコミュニティ

スポーツをコミュニティ(地域)のための手段として活用すること(造語)。

※2.3 リレー教育

幼稚園ではスポーツの楽しさ、小学校、中学校では基礎体力づくりやルールの習得など、上位学校のスポーツの取組を踏まえ、それぞれの年齢期に応じたスポーツ教育を行うこと(造語)。

※2.4 パラスポーツ

身体機能や知的発育などに障害がある人が行うスポーツのこと。

※2.5 スポーツリーダー

地域におけるスポーツグループやサークル等のリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる方のための資格。

2.5 三次スポーツコミッション

2.5.1 三次スポーツコミッションの設立

三次スポーツコミッションは、以下の方針のもと令和6年4月に設立し、法人化(一般社団法人)をめざしています。

- ①共創するスポーツコミッション^{※2.6}をめざす
- ②地域活性化に貢献できる事業展開をめざす
- ③女性が活躍できる組織・事業展開めざす
- ④施設や指導者等の環境面の充実をめざす

2.5.2 三次スポーツコミッションの目的

三次市のスポーツ施設・観光資源を活用したスポーツ大会・イベント・合宿の誘致・開催やスポーツツーリズムの推進により、交流人口の拡大に取り組むとともに、地域資源や既存産業とスポーツを組み合わせるなど、スポーツを「産業」と捉え、スポーツを通じた地域活性を図ることを目的としています。

三次スポーツコミッションのネットワークを活かして、地域のスポーツ関連組織・人材・取組をつなぐ役割(ハブ^{※2.7}・リエゾン^{※2.8}機能)を果たし、スポーツツーリズム^{※2.9}の推進等だけでなく、幅広く「スポーツによる地域活性化やまちづくり」を推進することが期待されます。

2.5.3 三次スポーツコミッションが取り組む事業

三次スポーツコミッションは、目的達成のため、次に掲げる事業に取り組めます。

- ・スポーツ大会・合宿の誘致・開催に関する事業
- ・プロスポーツをはじめとしたスポーツイベントの誘致・開催に関する事業
- ・スポーツツーリズムの推進に関する事業
- ・スポーツ関連産業の創出に関する事業
- ・その他コミッションの目的を達成するために必要な事業

※2.6 スポーツコミッション

スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取組を推進する、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となった組織。

※2.7 ハブ

物事を中心や中核、あるいはネットワークの結節点を表す言葉。

※2.8 リエゾン

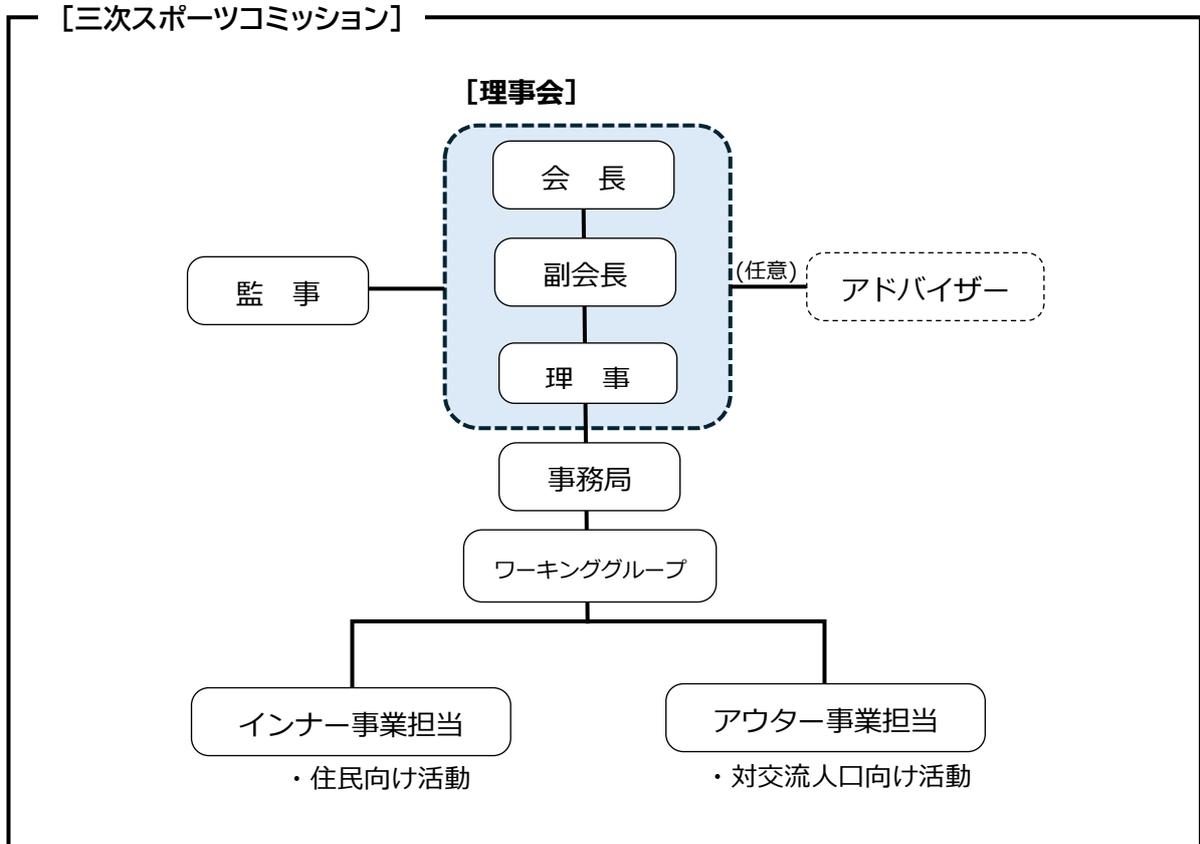
「連絡」「接触」「連結」などを意味する言葉。

※2.9 スポーツツーリズム

スポーツによって楽しみや経済価値を生み出すために、スポーツの参加や観戦を目的とした旅行や、地域資源とスポーツを融合した観光を楽しむ取組。

2.5.4 三次スポーツコミッションの組織体制

三次スポーツコミッションは、以下の組織体制で運営します。



- 【三次コミッション会員】
- ▶三次市
 - ▶三次市教育委員会
 - ▶三次市体育協会
 - ▶三次市スポーツ少年団
 - ▶三次市住民自治組織連合会
 - ▶みよし運動公園
 - ▶三次市スポーツ推進委員協議会
 - ▶NPO 法人 みわスポーツクラブ
 - ▶三次商工会議所
 - ▶三次広域商工会
 - ▶三次市老人クラブ連合会
 - ▶三次市社会福祉協機会
 - ▶株式会社 暮らしサポートみよし
 - ▶三次市女性連合会
 - ▶一般社団法人 三次観光推進機構
(みよし DMO)
- 以上 15 団体

※2024年8月末現在の組織体制及び会員

図 2-43 三次スポーツコミッション組織体制図

2.6 関連計画

本計画を検討するうえで、参酌あるいは整合を図る必要がある主な計画として、「第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁）」、「2.6.2 第3期広島県スポーツ推進計画(広島県）」、「第3次三次総合計画 ～みよし未来共創ビジョン～(三次市)」があります。それぞれの計画の概要は以下のとおりです。

特に、第3次三次総合計画とは、整合を図る必要があり、総合計画で設定している具体的施策や KPI については、本計画において踏襲することとします。

2.6.1 第3期スポーツ基本計画(スポーツ庁)

第3期スポーツ基本計画は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシー※2.10の発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策として、「共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進」や「地方創生・まちづくり」など6つの施策が示されています。また、スポーツの価値を高めるため、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」といった「新たな3つの視点」が設定されています。

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』(Well-being) を高める ➤ スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』を高める
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ①持続可能な国際競技力の向上 ②大規模大会の運営ノウハウの継承 ③共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進 ④地方創生・まちづくり ⑤スポーツを通じた国際交流・協力 ⑥スポーツに関わる者の心身の安全安心確保
計画期間	令和4(2022)年～令和8(2026)年(5か年)
視 点	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツを「つくる / はぐくむ」 ・社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。 ②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」 ・様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。 ③スポーツに「誰もがアクセスできる」 ・性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。
施 策	<ul style="list-style-type: none"> ①多様な主体におけるスポーツの機会創出 ②スポーツ界におけるDXの推進 ③国際競技力の向上 ④スポーツの国際交流・協力 ⑤スポーツによる健康増進

<p>施策 (つづき)</p>	<p>⑥スポーツの成長産業化 ⑦スポーツによる地方創生、まちづくり ⑧スポーツを通じた共生社会の実現 ⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化 ⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材 ⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保 ⑫スポーツ・インテグリティ^{※2.11}の確保</p>
<p>指標</p>	<p>1. 国民のスポーツ実施率を向上 ① 成人の週1回以上のスポーツ実施率 ② 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合 2. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現 3. 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加 4. 子供の体力の向上 5. スポーツを通じて活力ある社会を実現 ①スポーツ市場規模 15兆円の達成 ②スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合 6. 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現 ①体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ②スポーツ団体の女性理事の割合 7. スポーツを通じて世界とつながる ①ポスト SFT 事業^{※2.12}を通じて世界中の国々の 700 万人の人々への裨益を目標に事業を推進 ②国際競技連盟 (IF) 等役員数 37 人規模の維持・拡大</p>

※2.10 スポーツ・レガシー

大会を通じて整備・構築されるインフラや技術、サービスをオリンピック・パラリンピックのためだけに活用するのではなく、その後も社会の資産として活用すること。

※2.11 スポーツ・インテグリティ

スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態のこと。

※2.12 SFT(スポーツ・フォー・トゥモロー)事業

東京大会に向けて、スポーツ庁・外務省が中心に官民連携して、世界のより良い未来のため、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリ・パラ・ムーブメントを広げていくことを目標にした取組。

2.6.2 第3期広島県スポーツ推進計画(広島県)

第3期広島県スポーツ推進計画は、広島県の総合的な計画である「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」(令和2年10月策定)のスポーツにおける分野別計画に位置付けられています。

この計画では、「誰もがスポーツを楽しむことができる社会の実現」、「スポーツを通じた地域・経済の活性化」、「競技力の向上」の3政策が挙げられ、共生社会や地方創生・まちづくりの視点も盛り込まれています。

基本理念	スポーツを核とした一人一人が健康で豊かな地域づくり ～スポーツの力で社会を変える。未来へつなぐ。～
めざす姿	(安心) 県民の誰もがスポーツを楽しむことで健康と豊かさを実感し、 (誇り) スポーツの力によって本県及び地域社会への愛着や誇りが醸成され、 (挑戦) スポーツを通じて夢や希望に挑戦できる社会が実現されています。
計画期間	令和6(2024)年～令和10(2028)年(5か年)
政策目標と施策	<p>≪政策目標1≫ 誰もがスポーツを楽しむことができる社会の実現</p> <p>≪施策≫</p> <p>1. ライフステージに応じた運動・スポーツ習慣の定着と健康の増進</p> <p>(1) 幼児期における運動遊びの充実 (2) 学校体育活動の充実 (3) 働く世代、子育て世代の運動習慣化</p> <p>2. スポーツが身近にある環境の創出</p> <p>(1) スポーツを楽しむ環境づくり (2) 地域スポーツの充実 (3) 部活動の地域連携・地域移行 (4) eスポーツの展開</p> <p>3. パラスポーツを通じた活力ある共生社会の実現</p> <p>4. アーバンスポーツの推進</p> <p>5. スポーツをする場の充実</p> <p>(1) 県立スポーツ施設の維持・充実 (2) 競技力強化に向けた取組</p> <p>≪政策目標2≫ スポーツを通じた地域・経済の活性化</p> <p>≪施策≫</p> <p>1. スポーツ資源を活用した地域活性化</p> <p>2. スポーツの成長産業化</p> <p>(1) スポーツツーリズムの推進 (2) スポーツを活用したオープン・イノベーション (3) スタジアム・アリーナを中心とする新たな賑わいの創出</p>

<p>政策目標 と施策 (つづき)</p>	<p>3. スポーツを通じた交流・施策の推進 (1) スポーツを通じた国際交流や関係人口の拡大 (2) スポーツを通じた施策の推進</p>
	<p>《政策目標3》 競技力の向上 《施策》 1. 子供たちがスポーツで夢や希望に挑戦できる環境の創出 (1) 子供たちの挑戦への後押し (2) 育成パスウェイの構築 (3) 指導者、トレーナーの育成・確保 2. 県ゆかりの選手の活躍支援 (1) 国民スポーツ大会への支援 (2) 国際競技大会等への支援 3. 選手をサポートする体制・環境の充実 (1) スポーツ医・科学支援の充実 (2) スポーツ・インテグリティの強化 (3) アスリートのセカンドキャリア支援</p>
<p>指 標</p>	<p>○20歳以上の県民のスポーツ実施率（週1回以上） ○障害のある人で週に1日以上スポーツ実施率 ○スポーツによって住んでいる地域が盛り上がっていると感じる人の割合 ○国民スポーツ大会男女総合成績（少年種別）</p>

2.6.3 第3次三次総合計画 ～みよし未来共創ビジョン～(三次市)

本市の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であり、その一部に、スポーツに関する政策が掲げられています。

第3次三次総合計画では、「誰もがスポーツを楽しめる環境づくり」、「子どもたちがスポーツに親しむ機会の創出」、「スポーツによる地域活性化の推進」がスポーツ推進における具体的施策として設定されています。また、施策の目標指標のほか、それぞれの施策ごとに KPI が設定されています。

基本理念	市民のしあわせの実現
10年後のめざすまちの姿	人と想いがつながり、未来につなぐまち
計画期間	令和6(2024)年～令和15(2033)年(10か年)
スポーツに関する政策	<p>豊かな心と生きがい(スポーツ)</p> <p>《めざす姿》</p> <p>それぞれのライフステージに応じて「いつでも」「どこでも」「誰も」が生活の中でスポーツに親しみ、活力あふれる“スポーツのまちみよし”が実現されている。</p>
具体的施策	<p>■施策1 誰もがスポーツを楽しめる環境づくり</p> <p>年齢・性別・障害の有無を問わず、多様なつながりの中で、誰もが一緒にスポーツを楽しめる環境がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設等を活用して、様々なつながりの中で、誰もが一緒に楽しめる環境づくりを推進する。 ○スポーツ推進委員をはじめとする人材の育成・確保、指導力の向上を図り、生涯スポーツや競技スポーツを推進するとともに、パラスポーツやインクルーシブスポーツの普及を図る。 ○三次版チャレンジデーの実施など、誰もが気軽に取り組めるスポーツの普及啓発を推進する。
	<p>■施策2 子どもたちがスポーツに親しむ機会の創出</p> <p>子どもの頃から、スポーツを見て、体験することで、子どもの体力・運動能力が向上するとともに、スポーツの楽しさを知り、スポーツに親しみ、大人になってもスポーツを楽しむことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○やりたいスポーツができる環境づくりを進め、子どもの体力・運動機能の向上を図るとともに、地域のつながりの中で、スポーツと親しむ機会を提供する。 ○トップアスリートやトップチームとの交流を通じて、スポーツをしていない、または苦手な子どもたちにスポーツの楽しさや魅力を知ってもらうきっかけづくりを推進する。 ○スポーツを体験した子どもたちが、より高いレベルを体験できるよう、スポーツスクールやクリニック(スポーツ教室)などの機会を提供する。

<p>具体的施策 (つづき)</p>	<p>■施策3 スポーツによる地域活性化の推進 市内のスポーツ資源を活用し、「スポーツコミッション」による官民の連携・共創により、スポーツの価値を高め、新たなつながりが生まれ、地域が活性化している。 ○官民共創の「スポーツコミッション」を設立し、地域や経済の活性化や女子スポーツを推進する。 ○地域資源を活かした大会や合宿の誘致、イベントの開催を通じた交流により、地域や経済の活性化を図る。 ○女子スポーツの推進により、女性が住みやすく、活躍できる環境づくりを推進する。</p>
<p>施策の目標 指標</p>	<p>1.週1回以上運動・スポーツ実施率（継続） ・33%(R4年度)→65%(R15年度) 2.『『スポーツのまちみよし』にふさわしい運動・スポーツが盛んなまち』と思う市民の割合(継続) ・38.9%(R4年度)→80%(R15年度)</p>
<p>KPI</p>	<p>■施策1 誰もがスポーツを楽しめる環境づくり ○スポーツをまったくしていない市民の割合(継続) ・29.6%(R4年度)→10%(R15年度)</p> <p>■施策2 子どもたちがスポーツに親しむ機会の創出 ○普段、スポーツをほとんど・全くしていない中高生の割合(継続) ・26.2%(R4年度)→10%(R15年度) ○中高生がクラブ（運動・スポーツ）などに所属している割合 ・43%(R4年度)→60%(R15年度)</p> <p>■施策3 スポーツによる地域活性化の推進 ○総観光客数のうちスポーツ関連を目的にした観光客数 ・24.4万人(R4年度)→35万人(R15年度) ○スポーツ大会開催数や合宿団体数(継続) ・大会 25件(R4年度)→35件(R15年度) ・合宿 75団体(R4年度)→90団体(R15年度) ○女子スポーツ推進について「知っている」市民の割合 ・23.8%(R4年度)→80%(R15年度)</p>

2.7 第1期計画の検証

第1期計画では、“スポーツのまちみよし”を基本理念に掲げ、観戦や交流などで「みる」、見たことがきっかけで自ら「する」へ、そして、指導やボランティア活動など「ささえる（育てる）」人づくりへつなげ、さらには、「健康」の分野とも情報共有や連携、協働を図りながら、全ての人々がスポーツを通じて、健康でいきいきとしたものにするための施策を推進することを基本方針としました。

2.7.1 第1期計画における施策の方向性

第1期計画では、全ての人々に対し、多面的に各種取り組みを展開し、健康で活力に満ちた、「スポーツのまちみよし」を創造することを目標に、基本方針を踏まえ、施策の取組の方向性として、次の10の基本項目を掲げ、それぞれの項目ごとに、具体的施策及び数値目標を設定しました。

表 2-12 第1期計画で掲げた基本項目一覧

基本項目 1	地域のスポーツ団体の活動やチャレンジデーなどを通じた市民誰もがスポーツを楽しめる環境づくりの推進
基本項目 2	“いきいき健康日本一”と連動したスポーツを通じた健康づくりの推進
基本項目 3	生涯スポーツの指導者の育成・サポート体制の強化
基本項目 4	スポーツ施設を活用した合宿や大会の誘致の取組強化
基本項目 5	地域資源を活かしたスポーツイベントの推進
基本項目 6	スポーツ施設の整備（災害対応等多機能化）
基本項目 7	2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿を通じた夢の贈り物の実現
基本項目 8	プロスポーツ試合の開催やトップアスリートによる様々なスポーツ教室の開催
基本項目 9	子どもが実施したいスポーツができる環境の整備
基本項目 10	子どもの体力・運動能力向上への支援

2.7.2 第1期計画の検証

ここでは、第1期計画で設定した具体的施策及び数値目標について、検証を行いました。
 なお、達成状況については、以下の区分で整理しました。

-
- 未達成 A：目標を達成していないが、基準年より改善している指標
 - 未達成 B：目標を達成しておらず、改善がみられない指標
 - 確認不可：R5 年度データの整備できず目標値との比較を実施できなかった指標
-

(1) 地域のスポーツ団体の活動やチャレンジデーなどを通じた市民誰もがスポーツを楽しめる環境づくりの推進

市民総参加型の大型イベントの開催や、ライフステージに応じたスポーツ機会の創出など、日常的なスポーツの習慣化と、スポーツ参画人口の拡大をめざし7つの施策と4つの数値目標を設定しました。

スポーツ参加を促すために補助金や各世代が参加できるイベントの開催、チャレンジデーに取り組みました。また、「出前講座」やインストラクター派遣を実施するなど、スポーツのきっかけづくりとしては一定の成果がみられました。

パラスポーツについては、担当部署が明確でないという問題もありましたが、スポーツ推進委員協議会により「誰もが」参加できる「ふうせんバレー」や「ボッチャ」のイベント・研修会を行いました。意識向上に向けた施策としては、SNSを活用したスポーツ情報発信を行いました。

このように、各施策に取り組みましたが、旧市街周辺での人口減少や、担い手が不足するなど継続的な取組に支障がみられ、人口減少の影響が顕在化した結果となりました。また、特定の市民や世代に偏り、世代間の拡大には至らないなど、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりの取組としては不十分な結果となりました。

数値目標では、一定の成果がみられる指標もありますが、全ての指標において数値目標を達成することができませんでした。

今後は、三次スポーツコミッションを中心に官民一体で共創して、効率的な情報発信を実施し、また、幼いころから運動やスポーツに触れる機会を設けるなど、長期的な視野に立ち、スポーツによる地域活性化に取り組む必要があります。

《具体的施策》

-
- ①スポーツに参加しやすい環境整備
 - ⑤きっかけづくりと習慣化に向けた取組
 - ②ライフステージに応じたスポーツ機会の創出
 - ⑥障害のある人がスポーツに参加しやすい環境整備
 - ③地域課題解決に向けた取組
 - ⑦様々な媒体の活用による意識向上
 - ④チャレンジデーのブランド化
-

《数値目標》

指標	基準値	目標値	現状値 (R4)	達成状況
チャレンジデー参加率	H29 56.6%	75%以上	7.3% (3,601人)	未達成 B
チャレンジデー周知率 (知っている)	H26 45.2%	80%以上	50.4%	未達成 A
成人の週1回スポーツ実施率	H26 37.0%	65%以上	32.4%	未達成 B
スポーツを「しない」人の割合	H26 20.2%	限りなく0%	29.6%	未達成 B

(2) “いきいき健康日本一”と連動したスポーツを通じた健康づくりの推進

生活習慣病、認知症やロコモティブシンドローム^{※2.13}の予防など、スポーツを通じた健康づくりにおいて、政策間・部署間の連携の中で事業化を推進するため、4つの施策と1つの数値目標を設定しました。

「三次市健康づくり推進計画」に基づき「ウエルネスプロジェクト（健診・ウォーキング・生活習慣病予防・節目歯科健診・認知症予防）」を推進しました。コロナ禍においても定期的に健康診査を受け、自分の身体について知り、より良い生活習慣を実践することや、自粛生活においても日常生活の中でこまめに身体を動かし、体操やウォーキングなど自分にあった運動を習慣化することで、健康寿命の延伸に取り組みました。

また、子どもから高齢者、障害者まで幅広い層が参加できるニュースポーツ^{※2.14}として、スポーツ推進委員会を中心にボッチャやふうせんバレーの紹介や普及を行いました。

健康づくりセンター、トレーニング拠点施設11箇所の施設では、定期的な巡回指導を行い、利用者の運動方法の指導や健康相談に応じており、利用者のペースで適切な運動を行うことができ、また、より安全かつ効果的なトレーニングを実施することができるなど、施設の利用促進に取り組みました。

このように、各施策に取り組み、一定の成果を確認できました。

数値目標では、指標として掲げた健康寿命の延伸を達成しました。

今後も、引き続きスポーツを通じた健康づくりを推進し、成果の継続性を確認する必要があります。

《具体的施策》

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| ① ライフステージや目的に応じたスポーツの推進 | ③ 健康づくりのためのニュースポーツの普及・促進 |
| ② ICTを活用したスポーツプログラムの推進（みよしウエルネスプログラム） | ④ 健康づくりセンター、トレーニング拠点施設の利用促進 |

《数値目標》

指標	基準値	目標値	現状値（R4）	達成状況
健康寿命の延伸	H28 (男性) 77.91 歳	増加	(男性) 79.77 歳	達成
	(女性) 83.57 歳	増加	(女性) 83.78 歳	達成

※2.13 ロコモティブシンドローム

立ったり歩いたりする身体能力が低下した状態のことで、将来要介護や寝たきりになってしまう可能性がある。

※2.14 ニュースポーツ

誰でも気軽にすぐに楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。

(3) 生涯スポーツの指導者の育成・サポート体制の強化

スポーツを推進していくためには「ささえる」人材の育成が不可欠であり、競技大会を運営する審判員等の養成やスポーツ推進委員の資質向上と活性化を図るため、3つの施策と1つの数値目標を設定しました。

審判員等の養成と資格取得に対する支援として、「三次市スポーツ審判員等育成支援事業」を積極的に活用し、審判員やスポーツ指導者の確保と育成に取り組みました。また、令和5年度には、「初級ボッチャ講習」を開催し、三次市スポーツ推進委員のスキルアップを行いました。女性スポーツ指導者の養成、支援は行えませんでした。

数値目標では、指標として掲げた「スポーツ推進委員を知っている人の割合」は、第1期計画策定時より減少する結果となり、目標達成には至りませんでした。

今後は、指導者不足の解消に向け、指導者の確保と育成及び三次市スポーツ推進委員の意志向上に取り組む必要があります。

《具体的施策》

- ①審判員等の養成と資格取得に対する支援
- ③女性スポーツ指導者の養成、支援
- ②スポーツ推進委員の資質向上

《数値目標》

指標	基準値		目標値	現状値 (R4)	達成状況
スポーツ推進委員を知っている人の割合	H26	13.0%	30%以上	11.0%	未達成 B

(4) スポーツ施設を活用した合宿や大会の誘致の取組強化

既存のスポーツ施設を効率よく活用し、合宿やスポーツ大会の誘致に取り組み、地域の活性化を図るため、6つの施策と3つの数値目標を設定しました。

東京オリンピックメキシコ選手団合宿（陸上）の受入や侍ジャパン女子代表強化合宿の誘致や開催を支援しました。また、スポーツ等合宿助成事業を活用し、三次市内に宿泊し、三次市内のスポーツ・文化施設等を利用した団体等に対し助成を行いました。

スポーツ・ボランティアの登録・養成では、「カーネクスト presents 第9回 WBSC 女子野球ワールドカップ・グループB」開催時にボランティアの募集を行いました。

なお、パラスポーツ関連機関・団体の合宿誘致活動は、スキルをもったスタッフの確保が困難であり、取組が不十分となりました。

また、移動手段として充実させたい公共交通事業者等との調整が困難であり、公共交通の利便性の向上に向けた取組み実施できませんでした。

数値目標では、コロナ禍の影響などからの回復が遅れ、目標を達成することができませんでした。なお、スポーツ等合宿助成事業制度の変更があり、スポーツ・文化利用件数の確認が行えませんでした。

今後は、スポーツによる地域活性化に向け、スポーツ合宿やスポーツイベント誘致などの施策を引き続き取り組む必要があります。

《具体的施策》

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ①スポーツ合宿誘致活動の推進 | ⑤パラスポーツ関連機関・団体の合宿誘致活動の推進 |
| ②県大会以上の大会の誘致活動の推進 | ⑥公共交通の利便性の向上 |
| ③合宿支援制度の充実 | |
| ④スポーツ・ボランティアの登録・養成 | |

《数値目標》

指標	基準値		目標値	現状値（R4）	達成状況
みよし運動公園入園者数	H29	332,598人	400,000人	143,642人	未達成 B
みよし運動公園合宿利用件数	H29	45件	50件	43件	未達成 B
三次観光宿泊・スポーツ合宿助成事業/スポーツ・文化利用件数	H29	6,062件	8,000件	-	確認不可

(5) 地域資源を活かしたスポーツイベントの推進

観光や宿泊を伴うスポーツイベントを開催することにより、恒常的な誘客と交流人口を拡大し、観光関連産業の活性化をめざし、4つの施策と2つの数値目標を設定しました。

島根県との県境にまたがる道の駅をエイドステーション^{※2.15}として利用し、サイクリングイベントを開催（グルメライド）しましたが、その他は十分な取り組みが行えませんでした。

数値目標では、指標として掲げた「観光消費額」は、目標を達成しましたが、観光及びスポーツ利用総数は、スポーツ等合宿助成事業制度の変更があり、スポーツ合宿のみの数値であることから、未達成としています。

今後は、三次スポーツコミッションが中心となり、地域の魅力を最大限に活かしたイベントの企画や実施、スポーツと観光の融合を図り、地域経済の活性化や地域交流の促進に取り組む必要があります。

《具体的施策》

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①スポーツを活かした集客力の向上 | ③魅力あるサイクリングルート設定 |
| ②スポーツを活かした観光の魅力向上 | ④スポーツツーリズムの推進 |

《数値目標》

指標	基準値		目標値	現状値（R4）	達成状況
観光消費額（1月から12月）	H29	5,482,605 千円	5,600,000 千円	6,278,000 千円	達成
三次市観光宿泊・スポーツ合宿助成事業/観光及びスポーツ利用総数	H29	15,465 件	18,000 件	2,511 件	未達成 B

※現状値（R4）は、スポーツ等合宿助成事業制度の変更のため、スポーツ合宿のみの件数。

※2.15 エイドステーション

ランナーやライダーの水分補給やエネルギー補給のためのポイント。

(6) スポーツ施設の整備（災害対応等多機能化）

既存の運動公園や、各種スポーツ施設が必要な機能を備えた、身近で魅力ある施設であるよう、高齢者や障害のある方も含め、楽しく安全にスポーツが楽しめる環境を創り出すため、耐震化やバリアフリー化など、施設の安全・安心の向上を図るため、3つの施策と1つの数値目標を設定しました。

各施策とも十分な取り組みはできていませんが、施設のバリアフリー化や耐震改修を含む安全・安心の向上策を進めているところです。また、みよし運動公園は、災害時には自衛隊や緊急消防援助隊の集結拠点として利用されることもあります。さらに、より安全にスポーツを楽しんでいただくために、運動広場の人工芝整備を行い令和6年度に完了する予定です。

数値目標では、指標として掲げた「スポーツ施設が充実していると思う人の割合」は、目標を達成できませんでしたが、1期計画時より改善しました。

今後、施設の安全・安心の向上を図るため、引き続き、各施策に取り組む必要があります。

《具体的施策》

①みよし運動公園の機能充実

③健康増進施設等の類似施設との連携

②利便性の向上と安全・安心の向上

《数値目標》

指標	基準値		目標値	現状値（R4）	達成状況
「スポーツ施設が充実している」と思う人の割合	H26	45%	70%以上	57%	未達成 A

(7) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿を通じた夢の贈り物の実現

次代を担う子どもたちが、世界的なトップアスリートの間近で見て、ふれあい、学ぶことで、技術の向上や将来の「夢」や「希望」の実現にむけて頑張る「人づくり」につなげるため、3つの施策と3つの数値目標を設定しました。

東京オリンピックメキシコ選手団合宿（陸上）の受入を行いました。また、三次市出身パラサイクリング川本翔大選手の応援を行い、パラスポーツへの理解・意識の拡大に努めました。

「スポーツに対する市民意識の高揚」施策としては、トップアスリートの学校訪問事業を実施しました。

数値目標では、指標として掲げた「三次市はスポーツの盛んなまちだと思う人の割合」は、目標を達成できませんでしたが、1期計画時より改善しました。なお、その他の指標は、調査が実施できず確認することができませんでした。

今後は、取り組んだ施策の実績を「人づくり」に反映するため、スポーツ・レガシーとして活用する必要があります。

《具体的施策》

- ①2020 東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の受入
- ②スポーツに対する市民意識の高揚
- ③パラリンピックを通じたパラスポーツへの理解・意識の拡大

《数値目標》

指標	基準値	目標値	現状値（R4）	達成状況
テレビ観戦も含めパラスポーツを観戦した人の割合	-	20%以上	-	確認不可
イベントや団体運営等にボランティアとして関わったことのある人の割合	-	20%以上	-	確認不可
三次市はスポーツの盛んなまちだと思う人の割合	H26 34.0%	50%以上	38.9%	未達成 A

(8) プロスポーツ試合の開催やトップアスリートによる様々なスポーツ教室の開催

プロスポーツの観戦や、一流選手からの直接指導、また、触れ合う機会を積極的に展開し、スポーツに対する関心を高め、プロスポーツ選手をめざす子どもたちの夢を育み、応援することを支援するため、5つの施策と5つの数値目標を設定しました。

プロ野球広島東洋カープ公式戦などの開催や、トップアスリートの学校訪問事業の実施、応援ツアーを展開しましたが、トップアスリート育成の支援は実施していません。また、スポーツ・文化芸術に顕著な業績を残し、また、普及および振興に貢献すると認められた者または団体で、規定に適合するものに対し「三次市スポーツ・文化芸術報奨金」を交付する奨励制度の活用は低迷しています。

数値目標では、「スポーツ教室への参加者数（小中高生）」及び「全国大会出場者数（小中高生）」は目標を達成しましたが、「全国大会出場者数（一般）」及び「世界大会出場者数」は達成できませんでした。なお、「テレビ観戦も含めスポーツ観戦をする人の割合～週1回以上～」については、調査が実施できず確認することができませんでした。

今後は、「本物」を見、触れる場施策の継続を実施し、スポーツに対する関心を高めていく必要があります。

《具体的施策》

- | | |
|--------------------|---------------|
| ①プロスポーツ公式戦の開催誘致 | ④トップアスリート育成支援 |
| ②トップアスリートとの交流事業の充実 | ⑤奨励制度の充実 |
| ③プロスポーツ等応援（観戦）事業 | |

《数値目標》

指標		基準値	目標値	現状値（R4）	達成状況
テレビ観戦も含めスポーツ観戦をする人の割合～週1回以上～		-	50%以上	-	確認不可
スポーツ教室への参加者数（小中高生）	H29	904人	950人以上	1381人	達成
全国大会出場者数（小中高生）	H29	28人	50人以上	134人	達成
全国大会出場者数（一般）	H29	20人	30人以上	27人	未達成A
世界大会出場者数	H29	2人	5人以上	0人	未達成B

(9) 子どもが実施したいスポーツができる環境の整備

子どものスポーツ環境の充実を図るため、学校、総合型地域スポーツクラブや体育協会（スポーツ少年団）、競技団体、パラスポーツ団体等と連携して、地域における子どもの多様なスポーツ機会を充実させるための取組を推進するため、6つの施策と2つの数値目標を設定しました。

少子高齢化などによる入部希望者の減少や指導者の不足などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、各施策とも十分な実績が得られませんでした。

なお、市内中学校の運動部活動については、令和4年度までの地域部活動検討委員会検討結果を踏まえ、本市や関係団体と連携しながら、地域部活動のあり方を検討し、地域部活動への移行に向けて取り組んでいます。

数値目標では、2つの指標とも、目標を達成することができませんでした。「スポーツが嫌いな児童」については、1期計画時より改善しました。

今後は、社会情勢や運動部活の地域移行を踏まえながら、三次市の子どもたちが多様な体験を通じて健全な成長を遂げるため、そして、将来的に地域社会に貢献する人材の育成にも寄与することを期待し、スポーツ少年団等の継続支援など、スポーツに触れる場の充実を図る必要があります。

《具体的施策》

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①スポーツ少年団等への入団促進 | ④地域のスポーツ指導者の活用 |
| ②新たなスポーツ少年団の設立支援 | ⑤ジュニアアスリート育成支援の充実 |
| ③運動部活動の充実 | ⑥スポーツ少年団・運動部活動への支援 |

《数値目標》

指標	基準値		目標値	現状値（R4）	達成状況
スポーツが嫌いな児童	H29	2.8%	限りなく0%	1.8%	未達成 A
スポーツが嫌いな生徒	H29	2.2%	限りなく0%	3.8%	未達成 B

2.8 スポーツに関する課題

関連計画や市民アンケート、関係者ヒアリング、スポーツを取り巻く現状、スポーツ施設等の利用状況から導きだせるスポーツの現状を踏まえ、三次市のスポーツにおける課題を次のように整理しました。

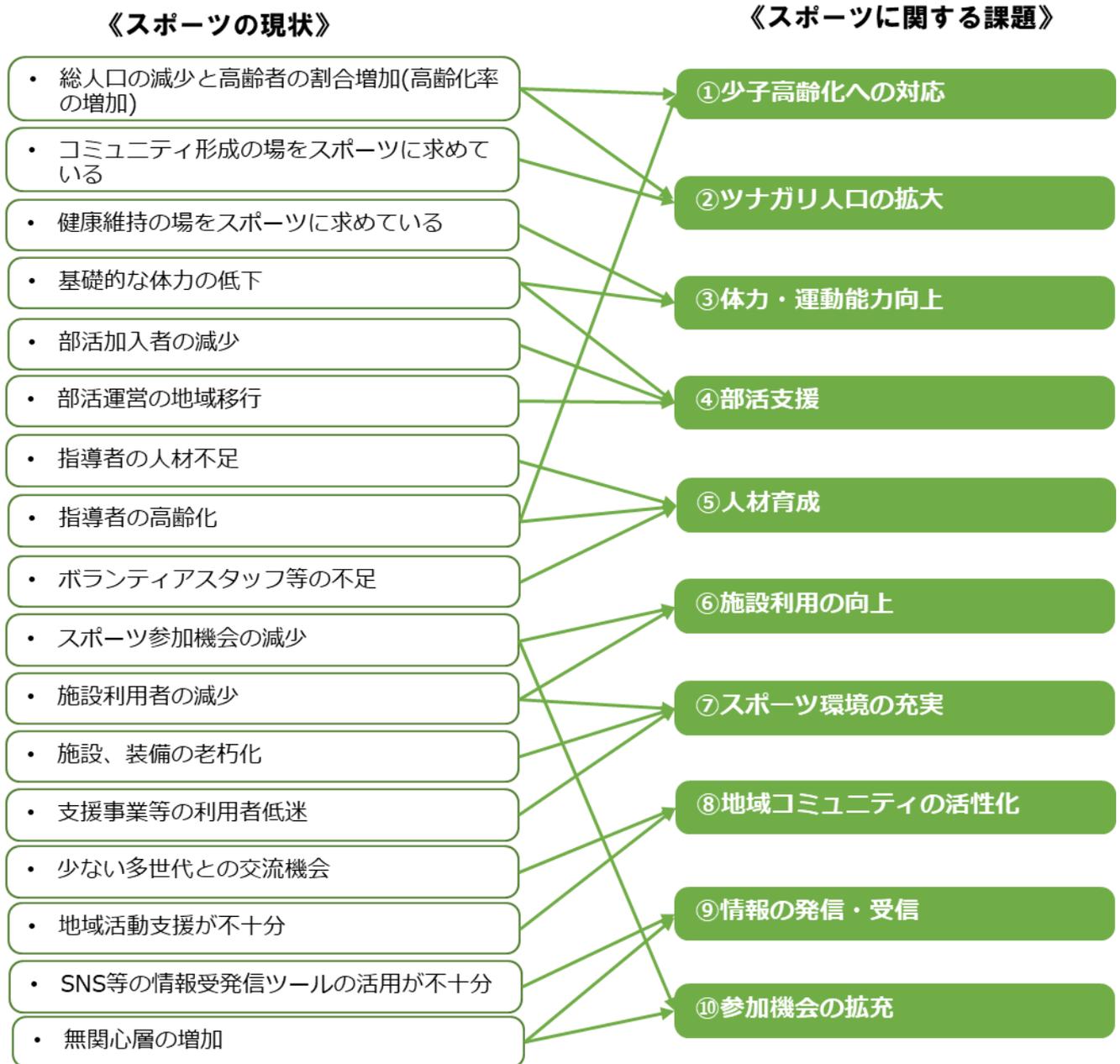


図 2-44 本市におけるスポーツの現状とスポーツに関する課題との関係

課題1 少子高齢化への対応

本市に限らず、多くの自治体では、若年層の減少により総人口が減少しています。また、相対的に高齢者の人口が増加し、高齢化が進んでいます。

この現象は、スポーツ分野にも影響し、スポーツ参加者の減少に加え、スポーツイベントやスポーツ大会などを運営する指導者やスタッフも減少、高齢化しています。また、将来的にも少子高齢化は進行していくと推測されており、今後、スポーツイベント等の運営など、さらに影響が生じることは想像に難くありません。スポーツを推進していくためには、スポーツ参加者や指導者をどのようにして確保するのかなどの対応が必要です。

スポーツの現状	スポーツ推進に向けての対応
<ul style="list-style-type: none"> ○総人口の減少と高齢者の割合増加(高齢化率の増加) ○指導者の高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに応じたスポーツ機会の創出 ○スポーツ参加率が低い女性の参画・活躍の促進 ○指導者の育成・サポート体制の強化 など

課題2 ツナガリ人口の拡大

スポーツ分野の活性化を進めるうえで、コミュニティは重要な要素と言えますが、社会構造の変化などで、ライフスタイルが変化し、コミュニティ意識が低下しているといわれている中、少子高齢化は、コミュニティの再構築をさらに難しくしています。また、アフターコロナ^{※2.16}では、生活意識や行動に変化がみられており、同じ趣味や考え方の人など、限られた人とのつながりや行動を大切にするようになっており、地縁を大切にする従来のコミュニティの考え方を踏襲することは困難といえます。

このようなことを反映して、スポーツ分野では、個々の団体や組織だけでは、十分な活動が行えず、複数の団体等と連携して活動することが必要となっており、スポーツによるコミュニティの必要性が増しているといえます。また、スポーツという同じ目的によるコミュニティづくりは、時流として捉えることができ、スポーツ分野の活性化と賑わいを作り出すためには、スポーツをキーワードとして多くの人々や地域、経済など多様なつながりが必要です。

スポーツの現状	スポーツ推進に向けての対応
<ul style="list-style-type: none"> ○総人口の減少と高齢者の割合増加(高齢化率の増加) ○コミュニティ形成の場をスポーツに求めている 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な媒体を活用し、地域やスポーツの魅力を発信 ○地域産業の活性化が図られるイベントの誘致 ○アウトター施策やインナー施策プログラムの開発 ○スポーツツーリズムの展開 など

※2.16 アフターコロナ

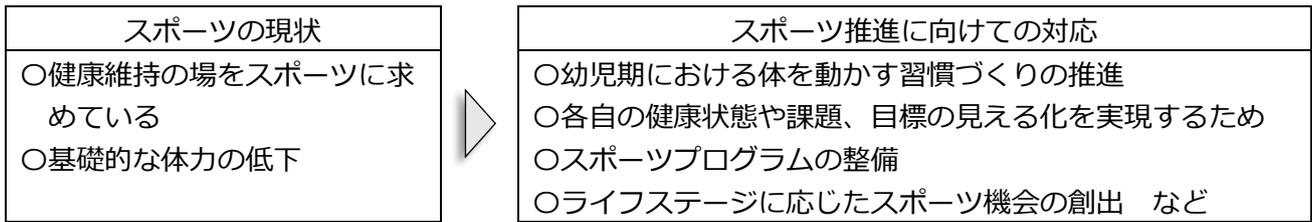
新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類が「5類」に引き下げられたあとの社会。

課題3 体力・運動能力向上

近年は「人生100年時代」※2.17といわれ、食生活の改善や運動の奨励など、豊かな日々を過ごすための資産として「健康」を重要視しており、アフターコロナでは、その傾向がさらに顕著となり、高齢者のみならず、65歳未満の現役世代においても「健康」であることを重要と考えています。

しかし、子どもたちの体力・運動能力の低下は、本市のみならず、全国的問題となっています。また、運動を嫌う傾向も強くなり、スポーツ離れが進んでいることから、子どもたちの健康維持への弊害が憂慮されています。

体力・運動機能を向上させ健康を維持するためには、スポーツに関心を持ち、習慣づけることが必要で、ライフステージに応じ生涯にわたってスポーツ活動を継続できる環境づくりを行うことが必要です。



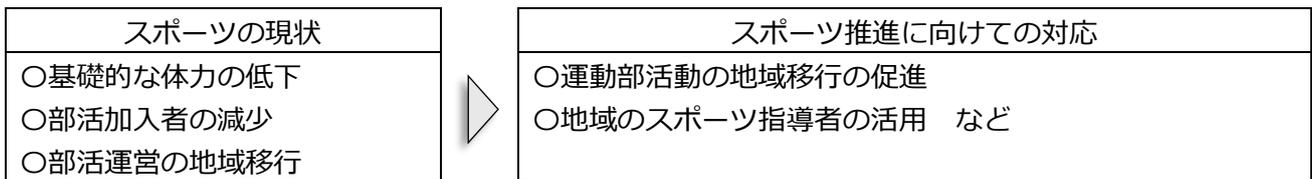
※2.17 人生100年時代

健康寿命が世界一の長寿社会で、生涯にわたる学習や活躍の場がある社会をめざすこと。

課題4 部活支援

運動部活動は、スポーツに興味・関心のある児童・生徒が参加し、主に授業後や休日等に行われる任意の課外活動として、学校が教育活動の一環としておこなう活動で、児童・生徒の体力や技能の向上を図ることを目的とするほかに、社会性などの形成に大きく貢献する活動です。

このように運動部活動は、スポーツ推進や児童・生徒の心身育成を支えてきた活動であり、継続して運営できるように支援することが必要です。また、入部数の減少や児童・生徒が参加したい部活が設定できないなど、様々な課題があることから部活の地域移行が進められているところであり、部活動の継続のためには、円滑な移行に向けた支援も必要です。



課題5 人材育成

少子高齢化などの影響で、スポーツを「ささえ、育てる」人材が不足しており、スポーツイベントやスポーツ大会などの運営・企画に支障が生じています。特に、パラスポーツなど、一般のスポーツイベントに比べ、多くの人材が必要で、積極的なイベント等の誘致が困難です。

スポーツイベント等の誘致や継続的に実施するためには、早急な人材の確保及び育成が必要です。

スポーツの現状	スポーツ推進に向けての対応
<ul style="list-style-type: none"> ○指導者の人材不足 ○指導者の高齢化 ○ボランティアスタッフ等の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○指導者の育成・サポート体制の強化 ○スポーツ・ボランティアの登録・養成 など

課題6 施設利用の向上

本市の主要なスポーツ施設では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、スポーツイベントの減少や密集した空間を避けていたことから、利用者数の減少がみられましたが、徐々に回復しています。ただ、一部の施設では、アフターコロナでも回復していない施設もみられます。また、耐用年数を超えている施設もあり、利用者へのサービスが十分に行えないケースもみられます。

効率的な施設利用を実現するためには、安全性や利便性を確保するための更新のほか、施設を利用する機会を増やすことが必要です。

スポーツの現状	スポーツ推進に向けての対応
<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ参加機会の減少 ○施設利用者の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季の長期休暇等を利用した各施設の平日の稼働率向上 ○スポーツ大会やイベントの誘致 ○施設や設備の定期的な更新 など

課題7 スポーツ環境の充実

少子高齢化は、スポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに向けた活動の障害となっています。また、子どもたちのスポーツに対する意欲や体力の低下もみられ、スポーツを推進していくための課題は多くあり、スポーツに触れ、知り、やってみる場づくりを創出することは容易なことではありません。

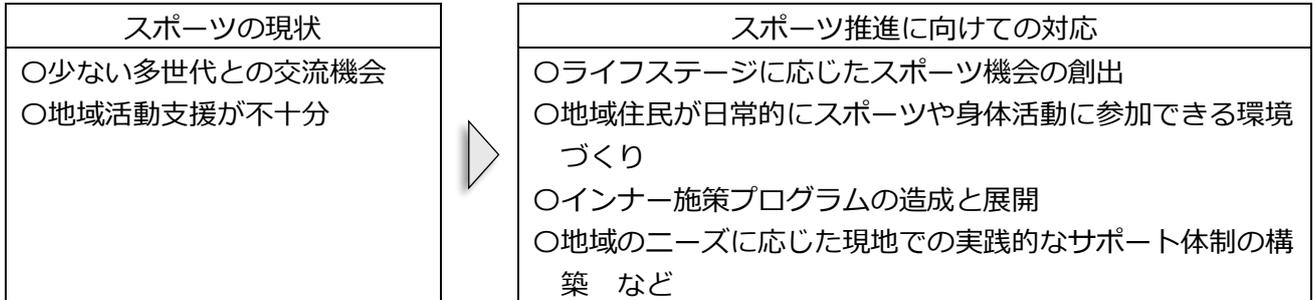
誰もがスポーツに参画し、スポーツの魅力を享受できる社会を実現するためには、年齢や性別、障害の有無、経済的事情、地域事情などによって、スポーツに取り組むことや、スポーツへの取組の継続を断念したりすることがない環境の実現や機運の醸成を図ることが必要であり、また、多様な主体それぞれがスポーツに参画できる環境の充実やスポーツ稼働の多様化に対応できる環境づくりが必要です。

スポーツの現状	スポーツ推進に向けての対応
<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者の減少 ○施設、装備の老朽化 ○支援事業等の利用者低迷 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに応じたスポーツ機会の創出 ○障害の有無や性別、年齢、家庭環境に左右されず誰もが参加しやすいスポーツ環境の整備 ○施設や設備の定期的な更新 ○様々な情報発信媒体を活用した支援事業等の周知 など

課題8 地域コミュニティの活性化

地域では、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化などを要因に、コミュニティ活動が低迷しています。

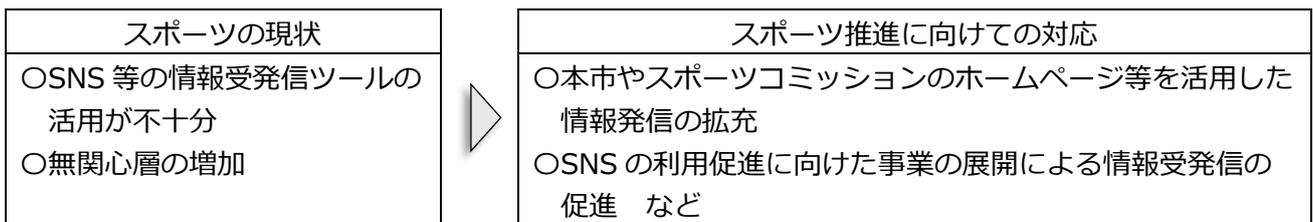
このような中、コミュニティの再構築を実現するために、スポーツの活用が注目されています。スポーツは、「楽しさ」、「感動」、「共感」などといった共生社会を作り出す力を持っており、地域課題を解決するための手段として活用することが必要です。



課題9 情報の発信・受信

様々な分野でIT化の進展により社会や生活の変化がみられる中、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展しています。スポーツ分野においても、技術の向上や健康維持などに利用されており、国の政策目標の一つとしてデジタル技術の活用の促進が掲げられています。

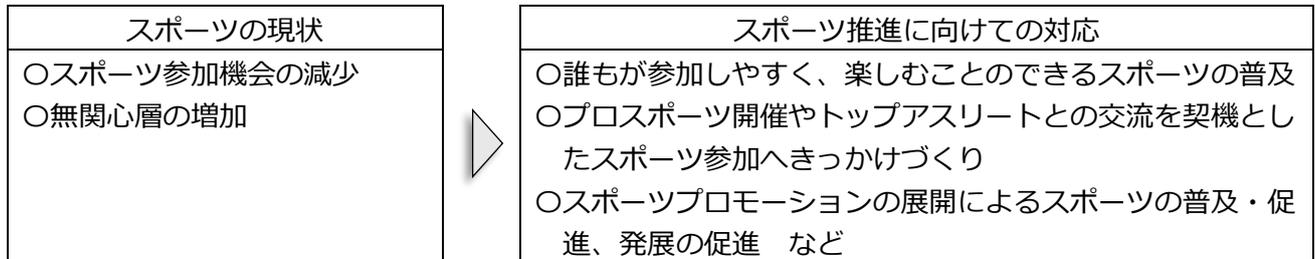
本市においても、SNS等のソーシャルメディアの活用に取り組んでいますが、スポーツを「する」、「みる」、「ささえ、育てる」の実効性を高めるために、その取組を充実させ、積極的にスポーツイベント情報の発信やスポーツの魅力の発信など、様々なスポーツに関する知見や機会を提供することが必要です。また、SNSの特性を生かして、インターネット上で人と人が繋がり、情報の交換や情報の受発信によりスポーツ分野のすそ野を広げ、スポーツに関わる人たちを増やしていくことが必要です。



課題 10 参加機会の拡充

若年層人口の減少や、スポーツへの関心が薄れる中、運動部活動やスポーツ団体への加入者も減少しています。また、スポーツに関わるスタッフや指導者の確保などが難しく、スポーツイベント運営・企画への影響もみられるなど、日常的にスポーツを行う機会は減少しています。

日々の生活の中で一人一人がスポーツを楽しみながら、その価値を享受するためには、スポーツの魅力を広く伝え、誰もが参加しやすい場を創設するなど、参加機会を拡充することが必要です。



第3章 計画の方向性と目標



3.1 基本理念

三次スポーツコミッションを中心に市関係部局、市民、スポーツ関係団体等と連携、協働を図りながら、それぞれのライフステージに応じて「いつでも」、「どこでも」、「誰も」が生活の中で、スポーツに親しみながら、活力あるまちとするために、本計画における基本理念を次のように設定します。なお、本基本理念は、第1次計画の基本理念を継承します。

「スポーツのまちみよし」～ スポーツは地域資源 ～

3.2 基本方針

本市が抱える課題を解決し、本市がめざす基本理念を実現するために、「誰もがスポーツを楽しめる環境づくり」、「子どもたちがスポーツに親しむ機会の創出」、「スポーツによる地域活性化の推進」の3つの柱(基本方針)を設定しました。

本計画では、新たに様々な団体を構成員として立ちあげた三次スポーツコミッションを本市スポーツ推進の主体とし、本市をはじめ、市民のほか、スポーツに関連する団体等と連携し、様々な事業等に取り組みます。また、スポーツ推進に向け、スポーツに親しみ、楽しみながらスポーツを習慣化することが必要であることから、誰もが、日常にスポーツがある暮らしをめざし、スポーツに取り組みやすい環境づくりから始めていきます。

基本方針 1

誰もがスポーツを楽しめる環境づくり

年齢・性別・障害の有無を問わず、多様なつながりの中で、既存のスポーツ施設等を活用して、三次市チャレンジデーの実施など、生活の中で誰もが一緒にスポーツを気軽に親しめる環境づくりを進めます。

また、観戦や応援などで「みる」、観戦、応援したことがきっかけで自ら「する」へ、そして、指導やボランティア活動など「ささえ、育てる」人づくりへつなげ、スポーツ推進委員をはじめとする人材の育成・確保、指導力の向上を図り、生涯スポーツや競技スポーツの推進を図ります。

さらに、スポーツの場が、現代社会におけるストレスを癒すことができるリラクゼーションの場であり、自分らしくいられる場所であるとともに、さらに踏み込んで、そこに集う仲間と交流を深め、自分自身の将来や目標に、そして人生につながり、共創できる場として、スポーツが市民の居場所となるように、スポーツを活用した場づくりを推進します。

基本方針 2 子どもたちがスポーツに親しむ機会の創出

子どもの頃から、トップアスリートやトップチームとの交流を通じて、“本物”に触れる機会を創出することや、スポーツを見たり、体験したりしながら、やりたいスポーツを見つけられる環境を準備し、そして、やりたいスポーツができる環境づくりを推進します。

また、自主的にスポーツに触れる機会が増えることで、子どもの体力・運動能力の向上を期待するとともに、スポーツの楽しさを知り、関心を持ってもらうことで、スポーツをしていない、または苦手な子どもたちにスポーツの楽しさや魅力を知ってもらうきっかけづくりの機会を創造し、大人になっても継続的にスポーツに親しみ、楽しめるような環境づくりへとつなげていきます。

基本方針 3 スポーツによる地域活性化の推進

三次市では、少子高齢化、地域住民の健康増進、地域の活性化、地域経済の衰退といった様々な地域課題に直面していますが、この課題の解決手段として、「楽しさ」、「感動」、「共感」などといったスポーツが持っているチカラを積極的に活用するとともに、「健康」や「教育」、「産業」などの他分野と情報共有や連携、協働を図りながら、スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりを推進します。

また、市内のスポーツ資源を活用し、大会や合宿の誘致、イベントの開催を通じた交流により、地域や経済の活性化を図るとともに、三次スポーツコミッションを中心に官民の連携・共創によりスポーツの価値を高め、新たなつながりを構築することで、地域の活性化を図ることとします。

さらに、本計画では、性別に関係なく、「誰もがスポーツを楽しめる環境づくり」を推進していきますが、男性に比べ女性のスポーツ参加率は低く、運動習慣等調査などでは、スポーツが「嫌い」と感じる女子の増加がみられ、女性のスポーツ離れによる体力低下や健康維持への課題が懸念されます。そこで、女子スポーツの推進により、体力低下等への対策を図るとともに、女性の社会的なエンパワーメント^{※3.1}を向上させ、女性が住みやすく、活躍できる環境づくりに努めます。

※3.1 エンパワーメント

組織の中の一人ひとりが持っている潜在的な力を最大限に引き出し、自らの判断で積極的に行動することで、力を与えることや自信をつけさせることにつながる。

3.3 基本施策と数値目標の設定

基本方針を具体的に推進していくための基本的な考え方として、基本方針ごとに以下に掲げる基本施策及び数値目標を設定しました。

3.3.1 誰もがスポーツを楽しめる環境づくり

《基本施策》

1-(1) ライフステージに合わせたスポーツ環境づくりの推進

様々な組織、団体と連携しながら、障害の有無や性別、年齢、経済状況などに関係なく、誰もがスポーツへ参加しやすい環境整備に取り組みます。また、様々な媒体を活用し、スポーツに関する情報提供の充実を図ります。

1-(2) 生涯スポーツの指導者の育成・サポート体制の強化

競技人口の増加やスポーツイベント誘致を図るため、スポーツ大会の運営に欠かせない審判員の養成と資格取得に対する支援を行うほか、生涯スポーツの推進するため、スポーツ指導者の資格取得に対する支援と指導者の養成に努めます。特に、スポーツ指導を担うスポーツ推進委員は、自分の役割を認識したうえで、自主事業の開催や、研修受講といった資質向上を図るための取組を行います。また、スポーツ推進委員などへの女性参画を促すなど、女性がスポーツに参画しやすい環境づくりに取り組みます。

1-(3) スポーツ施設を活用した合宿や大会の誘致の取組強化

本市におけるスポーツ施設の空き時間などの有効活用と地域産業への経済効果を高めるため、各施設の特徴的な機能や、便利な交通アクセスのメリットを活かして、スポーツイベントやスポーツ合宿の誘致活動を積極的に行います。

1-(4) 居場所としてのスポーツの活用

スポーツに関わる講演や講座の開設、サークル活動の充実などにより、誰もが「みる」「する」「ささえ、育てる」ことに携われる機会を増やし、また、スポーツを通じ、多種多様な人々が交流でき、楽しめるような居場所となる環境整備に努めます。

《数値目標》

指標		現状値		目標値 (R10)
『『スポーツのまちみよし』にふさわしい運動・スポーツが盛んなまち』と思う市民の割合		R4	38.9%	50%
スポーツをまったくしていない市民の割合		R4	29.6%	20%
週1日以上スポーツ実施率		R4	33.0%	65%
健康寿命の延伸	男性	R4	78.5歳	平均寿命の増加 分を上回る増加
	女性		80.8歳	

3.3.2 子どもたちがスポーツに親しむ機会の創出

《基本施策》

2-(1) 自主的に子どもたちがスポーツに親しめる機会の創出

三次スポーツコミッションや学校、スポーツ少年団、競技団体等と連携し、外部講師（地域のスポーツ指導者）の派遣等、運動部活動の地域移行の促進を図ります。また、それぞれの学校区に存在する、様々な競技のスポーツ少年団の育成と活動の強化を支援し、保護者などがスポーツをする子どもたちを支えることで、世代間の絆の醸成とスポーツに親しむ機会を創出します。

2-(2) プロスポーツ試合等の開催やトップアスリートによる様々なスポーツ教室の開催

プロスポーツ等を間近で観戦する機会を増やすことのほか、トップアスリートによる指導や交流の機会を積極的に創出し、子どもたちのスポーツに対する関心を高め、スポーツに参加する子どもたちの増加につなげます。

2-(3) 子どもの体力・運動能力向上への支援

幼児期（就学前）から、積極的に野外で遊んだり、親子で体を動かしたりしながら遊びの中で体を動かす習慣が自然に身に付き、子どもたちが、体を動かすことが楽しいと実感できるよう取り組みます。

小学校入学後は、子どもの体力の現状と課題を把握したうえで、学校の体育科や全教育活動を通して体力向上における取組の推進に努めます。

《数値目標》

指標		現状値		目標値 (R10)
普段、スポーツをほとんど・全くしていない中高生の割合		R4	26.2%	20%
スポーツを嫌いな児童・生徒の割合	児童	R4	6.1%	2.5%
	生徒		3.1%	2.0%
中高生がクラブ（運動・スポーツ）などに所属している割合		R4	43%	50%

3.3.3 スポーツによる地域活性化の推進

《基本施策》

3-(1) 地域スポーツの推進

「する」「みる」「ささえ、育てる」といった形でのスポーツ自体を楽しむだけでなく、健康増進やコミュニティの活性化などの地域が抱える様々な社会課題の解決に向け、インナー(地域住民向け)施策プログラムの検討のほか、スポーツ合宿やスポーツイベントの開催などに取り組みます。

3-(2) スポーツを通じた健康づくりの推進

健康づくりセンターなどの既存施設の有効活用や、健康づくりのためのニュースポーツの普及などに努めるとともに、ライフステージや目的に応じたスポーツによる健康づくりを継続します。また、ICTを活用し、スポーツ習慣や生活習慣病の予防支援に取り組みます。

3-(3) 地域資源を活かしたスポーツイベントの推進

スポーツと地域産業やまちづくり団体等と連携を図りながら、本市に散在する多くの地域資源を活用し、スポーツツーリズムの推進やスポーツイベントの誘致など、集客力の強化に取り組み、地域の活力向上に努めます。

3-(4) SNS等を活用した情報の発信・受信

「スポーツのまちみよし」を実現するためには、スポーツに関心を持ち、参画することが重要であるとともに、それを支え、促す、様々な団体や人々が連携し合うことが必要です。そのような機会や場を作る入り口として、スポーツイベント情報や競技の情報などを広く発信することが重要であるため、本市や三次スポーツコミッション等のホームページの活用のほか、インターネットの活用など、スポーツプロモーションのためのプラットフォームの構築を促進します。

《数値目標》

指標	現状値		目標値 (R10)
総観光客数のうちスポーツ関連を目的にした観光客数	R4	24万4千人	30万人
スポーツ大会開催数や合宿団体数	R4	大会 25 件	大会 30 件
		合宿 75 団体	合宿 85 団体
女子スポーツ推進について「知っている」市民の割合	R4	23.8%	50%

3.4 計画の体系

ここでは、基本理念及び基本方針、基本施策の関係を以下のように整理しました。

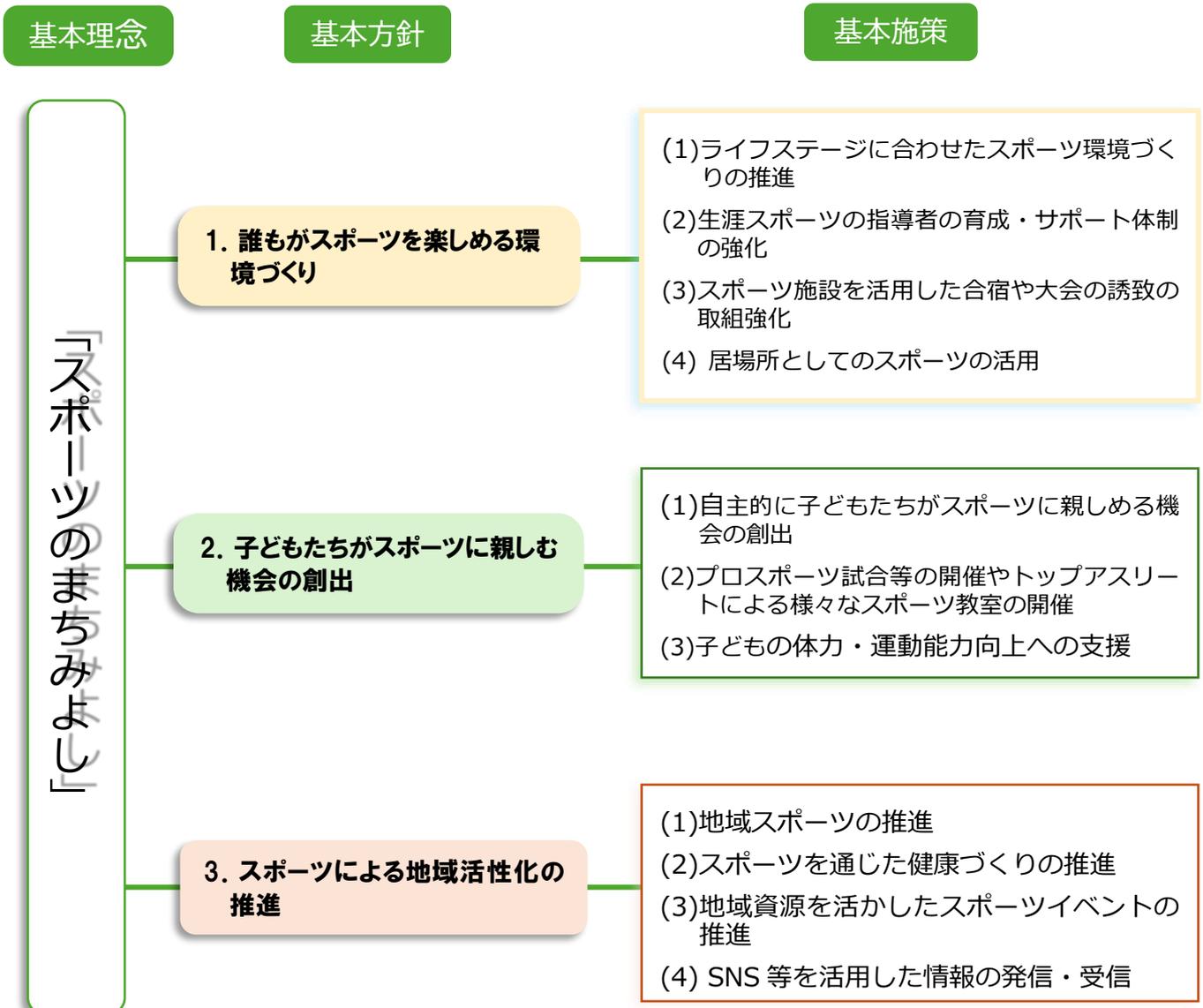


図 3-1 計画の体系



第4章 具体的取組

4.1 具体的取組

前章において、基本方針ごとに11の基本施策を設定しましたが、その施策を進めるために、計画期間中に実施する具体的取組を設定しました。

なお、具体的取組に「新規」が付されている場合は、本計画で新たに設定した取組です。また、「継続」が付されている場合は、第1期計画における具体的施策を継続する取組となります。

基本方針1 誰もがスポーツを楽しめる環境づくり

基本施策1-(1) ライフステージに合わせたスポーツ環境づくりの推進

- ・スポーツに参加しやすい環境整備(継続)
- ・ライフステージに応じたスポーツ機会の創出(継続)
- ・地域課題解決に向けた取組(継続)
- ・三次市チャレンジデーの実施(継続)
- ・障害のある人がスポーツに参加しやすい環境整備(継続)
- ・様々な媒体の活用による意識向上(継続)

基本施策1-(2) 生涯スポーツの指導者の育成・サポート体制の強化

- ・審判員等の養成と資格取得に対する支援(継続)
- ・スポーツ推進委員の資質向上(継続)
- ・スポーツ指導者の養成・支援(継続)

基本施策1-(3) スポーツ施設を活用した合宿や大会の誘致の取組強化

- ・スポーツ合宿誘致活動の推進(継続)
- ・スポーツ大会やイベントの誘致活動の推進(継続)
- ・合宿支援制度の充実(継続)
- ・スポーツ・ボランティアの登録・養成(継続)

基本施策1-(4) 居場所としてのスポーツの活用

- ・パラスポーツ、インクルーシブスポーツ^{※4.1}講座等の開設(新規)
- ・総合型地域スポーツクラブなどの活用(新規)
- ・自主的なサークル活動の促進(新規)

基本方針2 子どもたちがスポーツに親しむ機会の創出

基本施策2-(1) 自主的に子どもたちがスポーツに親しめる機会の創出

- ・スポーツ少年団の充実と入団促進(継続)
- ・運動部活動の地域移行の促進(新規)
- ・地域のスポーツ指導者の活用(継続)
- ・ジュニアアスリート育成支援の充実(継続)
- ・自主的なサークル活動の促進(再掲・新規)

基本施策 2-(2) プロスポーツ試合等の開催やトップアスリートによる様々なスポーツ教室の開催

- ・プロスポーツ公式戦等の開催誘致(継続)
- ・プロスポーツ等応援(観戦)事業(継続)
- ・トップアスリートとの交流事業の充実(継続)

基本施策 2-(3) 子どもの体力・運動能力向上への支援

- ・幼児期における体を動かす習慣づくり(継続)
- ・専門指導員の派遣(新規)
- ・学校における体力向上のための指導者の育成(継続)

基本方針 3 スポーツによる地域活性化の推進

基本施策 3-(1) 地域スポーツの推進

- ・インナー(地域住民向け)施策プログラムの造成(新規)
- ・地域活動の推進に向けた伴走型支援(新規)

基本施策 3-(2) スポーツを通じた健康づくりの推進

- ・ライフステージや目的に応じたスポーツの推進(継続)
- ・健康づくりセンター、トレーニング拠点施設の利用促進(継続)
- ・健康づくりのためのニュースポーツの普及・促進(継続)

基本施策 3-(3) 地域資源を活かしたスポーツイベントの推進

- ・スポーツを活かした集客力の向上(継続)
- ・スポーツツーリズムの推進(継続)
- ・スポーツを活かした地域の魅力向上(新規)

基本施策 3-(4) SNS等を活用した情報の発信・受信

- ・本市やスポーツコミッションのホームページ等を活用したイベント情報の発信(新規)
- ・スポーツプロモーションのためのプラットフォームの構築(新規)
- ・SNS利用促進事業(講座開設等)の実施(新規)

※4.1 インクルーシブスポーツ

共生社会の実現に向けて、障害の有無や程度にかかわらず多様な人々が共に実施できるスポーツ。

4.2 取組の概要

具体的取組の概要は、以下のとおりです。

4.2.1 [基本施策 1-(1)]ライフステージに合わせたスポーツ環境づくりの推進

(1) スポーツに参加しやすい環境整備

スポーツへの参加を促進するための環境を整備し、特にスポーツを通じた女性の参画、活躍の促進に取り組めます。

(2) ライフステージに応じたスポーツ機会の創出

様々な組織、団体と連携しながら、親子一緒に参加できるスポーツイベントの開催などスポーツに参加しやすい機会の創出に取り組めます。

(3) 地域課題解決に向けた取組

スポーツを通じた地域活性化に向けた取組を推進します。

(4) 三次市チャレンジデーの実施

運動・スポーツイベントとしての全国一斉開催は終了しましたが、スポーツ参加のきっかけづくりや習慣化に向けた取組として、スポーツに関する情報発信などに取り組めます。

(5) 障害のある人がスポーツに参加しやすい環境整備

パラスポーツ競技団体と連携を図り、パラスポーツを体験することができる場の創出と、障害のある人、ない人に関係なく一緒に楽しむことのできるインクルーシブスポーツの普及に取り組めます。

(6) 様々な媒体の活用による意識向上

市広報紙やホームページのみでなく、さらに効果の高い発信方法について検討し、市民および市外へのスポーツに関する情報提供の充実を図ります。

4.2.2 [基本施策 1-(2)]生涯スポーツの指導者の育成・サポート体制の強化

(1) 審判員等の養成と資格取得に対する支援

「三次市スポーツ審判員等育成支援事業」の周知を図り、審判員やスポーツ指導者の確保と育成をめざします。

(2) スポーツ推進委員の資質向上

ニュースポーツの普及促進や、自主事業の開催、広報紙の発行、自主研修に取り組み、スポーツ推進委員の資質向上を図ります。

(3) スポーツ指導者の養成・支援

スポーツ推進委員やスポーツ団体における指導者の育成を支援し、誰もがスポーツに参画しやすい環境づくりに取り組めます。

4.2.3 [基本施策 1-(3)]スポーツ施設を活用した合宿や大会の誘致の取組強化

(1) スポーツ合宿誘致活動の推進

主に関西圏を中心に誘致・広報活動を強化します。夏季の長期休暇等においては、各施設の平日の稼働率向上に取り組みます。また、継続した合宿利用からスポーツ交流の実現をめざします。

(2) スポーツ大会やイベントの誘致活動の推進

交通アクセスのメリットを最大限アピールし、誘致・広報活動を強化します。また、近接の観光施設などの集客力向上といった相乗効果を図ります。

(3) 合宿支援制度の充実

スポーツ合宿助成事業の充実と、制度のPRを積極的に行います。また、宿泊事業者や指定管理者等との連携を強化します。

(4) スポーツ・ボランティアの登録・養成

スポーツ交流を拡大するため、スポーツ・ボランティアの登録制度と養成制度の創設に努めます。

4.2.4 [基本施策 1-(4)]居場所としてのスポーツの活用

(1) パラスポーツ、インクルーシブスポーツ講座等の開設

パラスポーツに対する理解を深め、普及を促進し、障害のある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことができる共生社会の実現に向け、関係団体と連携し、パラスポーツやインクルーシブスポーツを共に楽しめるような講座の開設に取り組みます。

(2) 総合型地域スポーツクラブなどの活用

世代間交流を通じた地域コミュニティの活性化や、青少年健全育成・居場所づくりなど、総合型地域スポーツクラブなどの身近な地域でスポーツに親しむことのできる地域スポーツ団体を活用した取組を支援します。

(3) 自主的なサークル活動の促進

同じ趣味や目的のもと、多種多様な人々が集まり、活動メンバーが協力し合いながら運営する自主的なサークル活動は、スポーツを楽しむだけでなく、社会的協調性の育成や居場所づくりなどが期待されることから、その活動の促進に取り組みます。

4.2.5 [基本施策 2-(1)]自主的に子どもたちがスポーツに親しめる機会の創出

(1) スポーツ少年団の充実と入団促進

関係団体と連携してクラブづくりのノウハウや、運営に関する手法等、関連する情報提供の支援のほか、スポーツイベント開催や指導者育成に係る支援等に取り組みます。また、保護者等へ、スポーツ少年団に入団することの意義や魅力、情報を積極的に提供し、入団促進に努めます。

(2) 運動部活動の地域移行の促進

専門性の高い技術指導者の派遣等、運動部活動の受け皿となる地域や組織・団体などの設立や指導体制の支援、運営資金の補助等を行います。

(3) 地域のスポーツ指導者の活用

学校と地域が一体となり運動部活動を支え、地域全体で応援する体制づくりのため、専門的な外部指導者や、小・中一貫した指導が行われるスポーツ少年団の育成を支援します。

(4) ジュニアアスリート育成支援の充実

トップチームとの交流により、体験会や、指導者を招いての定期的なスクールの実施を支援します。また、指導者のスキルを高めることを目標に、市独自での研修会の実施などにも取り組みます。

(5) 自主的なサークル活動の促進(再掲)

スポーツを楽しみたい人々が集まり、共通の趣味や関心を持つ者同士で活動するため、子どもたちの体力向上や精神的なストレスを解消するだけでなく、新たな友人関係の構築や、チームビルディング※4.2を実践する良い機会として、地域や三次スポーツコミッションなどと連携し、自主的なサークル活動の促進に取り組みます。

※4.2 チームビルディング

チームワークを高めることで、組織としてのパフォーマンスを向上させ、また、構成する一人ひとりの個性や能力を最大限に活用し、同じ目的を達成する取組のこと。

4.2.6 [基本施策 2-(2)]プロスポーツ試合等の開催やトップアスリートによる 様々なスポーツ教室の開催

(1) プロスポーツ公式戦等の開催誘致

社会人チーム等の試合も含め、これまで行われている公式戦の誘致を継続し、子ども達の夢を育むとともに、賑わいを促し、市外に対して三次の魅力を発信します。

(2) トップアスリートとの交流事業の充実

これまでの交流事業を継続し、さらなる充実を図ります。また、新たなトップチームの招聘を実現し、継続した交流の中で、子ども達の技術の向上を図ります。

(3) プロスポーツ等応援（観戦）事業

これまでの交流事業を継続し、広島県を拠点とするプロチームの試合観戦を通じて、市民のスポーツ推進と、子ども達の夢を応援します。

4.2.7 [基本施策 2-(3)]子どもの体力・運動能力向上への支援

(1) 幼児期における体を動かす習慣づくり

三次スポーツコミッションや関係機関と連携し、幼児期から体を動かすことの重要性について積極的な啓発活動に取り組みます。

(2) 学校における体力向上のための指導者の育成

子ども自ら体を動かすことの楽しさに気付き、さらに体力を向上しようとする児童・生徒を育成するため、学校の教職員を対象にした体力向上のための研修会を実施します。

(3) 専門指導者の派遣

体を動かすことへの興味・関心を高め、習慣化につなげるために、子どもの体力・運動能力向上に関する専門の指導者を保育所や幼稚園、学校等に派遣します。

4.2.8 [基本施策 3-(1)]地域スポーツの推進

(1) インナー(地域住民向け)施策プログラムの造成

三次スポーツコミッションや関係機関と連携して、地域住民が日常的にスポーツや身体活動に参加できる環境を整え、コミュニティの活性化を図るため、健康スポーツ教室の開催や総合型地域スポーツクラブの活用を推進するためのプログラム造成に努めます。

(2) 地域活動の推進に向けた伴走型支援

スポーツを通じ、地域の活性化や住民の健康増進を図るため、地域の人々と一緒になって地域課題の解決に向け、スポーツ合宿やスポーツイベントの開催など、地域のニーズに応じた現地での実践的なサポートに取り組みます。

4.2.9 [基本施策 3-(2)]スポーツを通じた健康づくりの推進

(1) ライフステージや目的に応じたスポーツの推進

市民一人ひとりが、継続的に体力づくりや健康維持に取り組むため、日常的に体を動かすことやスポーツ習慣の必要性を啓発するとともに、地域やスポーツ団体等と連携し、ウォーキングなど身近な運動を楽しみながら、体力や、年齢、目的に応じた「自分に合ったスポーツ」を推進します。

(2) 健康づくりのためのニュースポーツの普及・促進

子どもから高齢者、障害者まで気軽に取り組めるニュースポーツの紹介や普及に取り組み、スポーツによる世代間交流やスポーツに親しむ機会づくりに取り組みます。

(3) 健康づくりセンター、トレーニング拠点施設の利用促進

市内 11 箇所に設置する健康づくりセンターやトレーニング拠点施設でのトレーニング指導、巡回指導、出前講座などを充実させ、スポーツ習慣の定着を支援します。

4.2.10 [基本施策 3-(3)]地域資源を活かしたスポーツイベントの推進

(1) スポーツを活かした集客力の向上

官民が連携して三次に存在する地域資源を活用したスポーツイベントの誘致など、集客力の強化に取り組みます。

(2) スポーツを活かした地域の魅力向上

スポーツとまちづくり分野の団体・機関と地域が一体となり、地域活性化が図られるイベントを支援します。

(3) スポーツツーリズムの推進

スポーツと観光の垣根を越えて各種団体間で連携・協働しながら、スポーツイベントなどを活用しながら観光まちづくりに寄与する活動に取り組みます。

4.2.11 [基本施策 3-(4)] SNS 等を活用した情報の発信・受信

(1) 本市や三次スポーツコミッションのホームページ等を活用したイベント情報の発信

地域やスポーツの魅力を発信し、スポーツを通じたツナガリ人口の増加を図るため、本市や三次スポーツコミッションのホームページ等を活用して、積極的にスポーツイベント等の情報発信に取り組みます。

(2) SNS 利用促進事業(講座開設等)の実施

インターネットを通じて人と繋がりを構築できる手段として活用されている SNS を使用し、スポーツを知るきっかけづくりや、競技者や関係者同士の情報伝達など、スポーツ環境をより利便性の良いものとするため、誰もが SNS を使いこなせるように、インターネットリテラシー^{※4.3}も含め、SNS 使い方講座や活用講座の開催を支援します。

(3) スポーツプロモーション^{※4.4}のためのプラットフォームの構築

スポーツプロモーションの一翼を担う三次スポーツコミッションを中心に、専用アプリの開発や、SNS に代表されるソーシャルメディアの活用など、スポーツの普及・促進、発展を促進するためのプラットフォームの構築を支援します。

※4.3 インターネットリテラシー

インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のこと。ネットリテラシーともいう。

※4.4 スポーツプロモーション

スポーツの普及・促進、発展を促進すること。



第5章 計画推進に向けて

5.1 計画推進のための体制づくり

本計画の推進に際しては、三次スポーツコミッションを中心に市関係部局、市民、スポーツ関係団体のほか、スポーツに関連する多種多様な分野と連携、協働を図ります。

このうち、三次スポーツコミッションの役割は、地域のスポーツ関連組織や人材、施設を効果的につなぎながら、本計画で掲げた様々な施策や取組をプレイヤーにつなげていくことにありますが、立ち上げて間もない組織であることから、その運営組織の活動実績やネットワークの広がりも十分ではありません。今後、円滑に機能していくためには、三次スポーツコミッションを構成している多様な組織が連携し、それぞれが持っているネットワークを活用しながら、そのネットワークをつなげ拡大していくような活動を推進することが重要です。

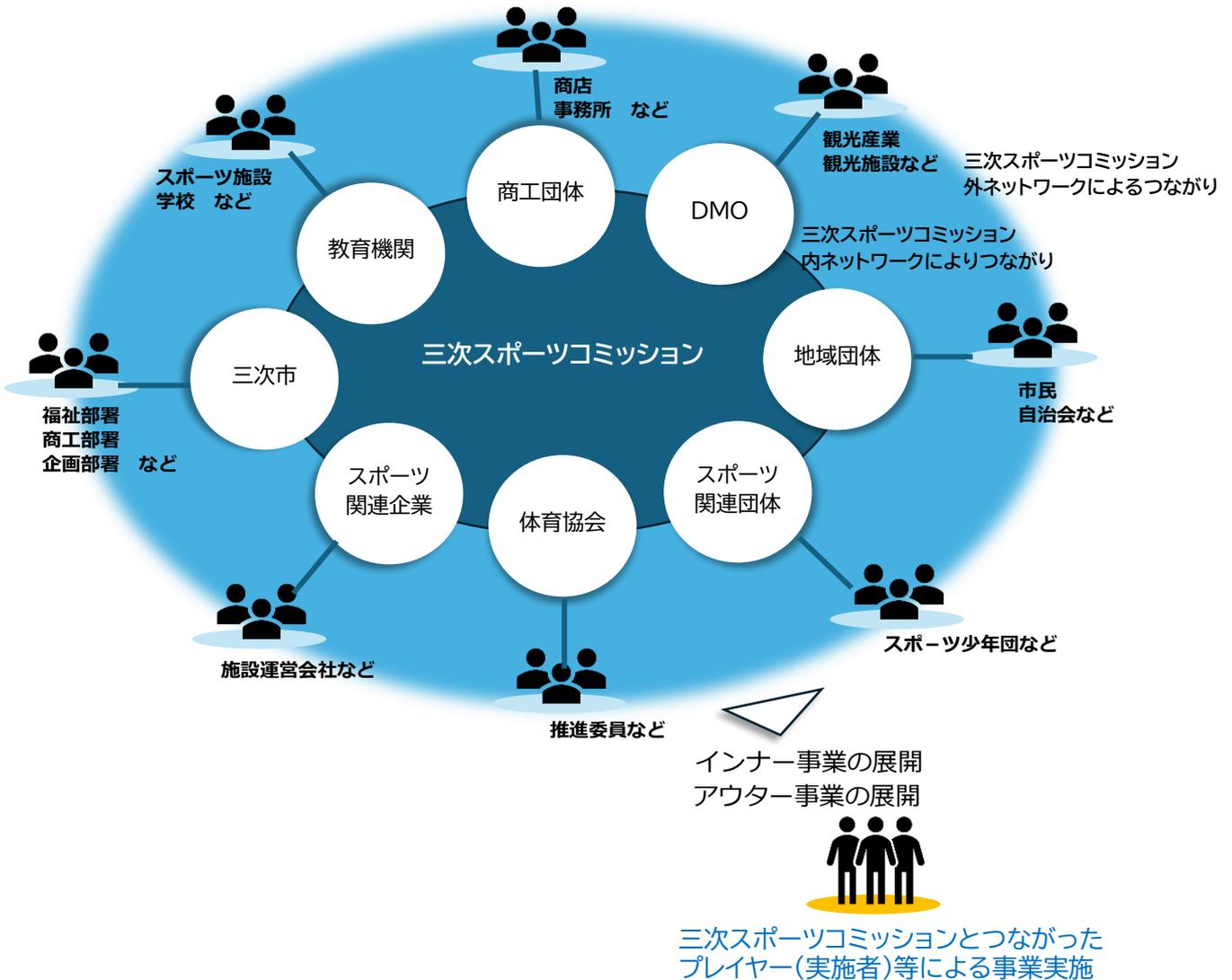


図 5-1 事業展開のイメージ

5.2 進捗管理・検証

本計画を効果的に推進していくため、基本方針や施策について、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）のサイクルを踏まえた点検と評価を定期的を実施していきます。

また、本計画の執行状況や達成状況は、市広報や市ホームページにて公表し、三次市スポーツ推進審議会や市民、関係団体などの意見を施策に反映します。

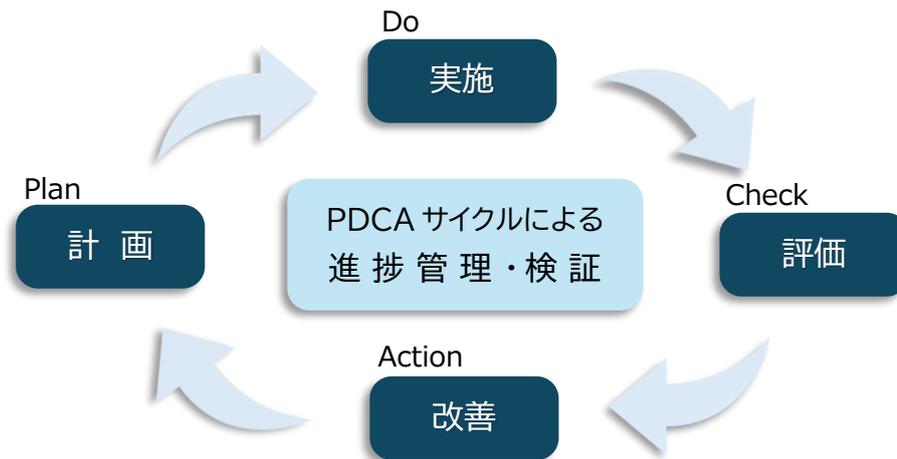


図 5-2 PDCA サイクル

巻末 計画の策定体制

1. 策定経過

年月日	名称	活動概要
令和6年5月2日(木)	第1回三次市スポーツ推進計画策定委員会	・骨子案について ・今後のスケジュールについて
令和6年7月31日(水)	第1回三次市スポーツ推進審議会	・素案について ・今後のスケジュールについて
令和6年8月19日(月)	第2回三次市スポーツ推進計画策定委員会(書面決議)	・案について
令和6年8月21日(水)	第2回三次市スポーツ推進審議会	・案について
令和6年8月29日(木)	パブリック・コメント	・案について【～9月18日(水)】
令和6年8月30日(金)	三次市議会全員協議会	・案について
令和6年10月1日(火)	第2期三次市スポーツ推進計画策定	

2. 三次市スポーツ推進審議会委員名簿

分野	名前	団体・役職名等	備考
学識	東川 安雄	広島文化学園大学 人間健康学部 スポーツ健康福祉学科	会長
スポーツ	細美 健	三次市体育協会	
スポーツ	稲垣 年則	三次市スポーツ推進委員協議会	副会長
スポーツ	今田 邦彦	三次市スポーツ少年団	
スポーツ	猪川 夏帆	地域おこし協力隊	
スポーツ	長尾 香織	特定非営利活動法人みわスポーツクラブ	
学識	竹本 勇夫	三次商工会議所	
学識	中宗 久之	三次広域商工会	
福祉	田村 賢治	三次市障害者支援センター	
女性	福永 優奈	アシスタ lab. 会員	

3.三次市スポーツ推進審議会設置条例

平成 16 年 6 月 30 日条例第 279 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、三次市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じてスポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して、市長に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は 16 人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、議事その他の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 6 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは退任するものとする。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、地域共創部共生社会推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 23 号）

この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 29 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の三次市スポーツ振興審議会設置条例第 5 条の規定により任命された三次市スポーツ振興審議会委員については、この条例第 1 条の規定による改正後の三次市スポーツ推進審議会設置条例第 5 条の規定により任命された三次市スポーツ推進審議会委員とみなす。

附 則（平成 26 年 12 月 17 日条例第 41 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行日の前日までに改正前の三次市行政組織条例，三次市表彰条例，みよしまちづくりセンター設置及び管理条例，三次市生涯学習センター設置及び管理条例，三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例，三次市体育施設設置及び管理条例，三次市営水泳プール設置及び管理条例，三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例，三次市 B & G 海洋センター設置及び管理条例，三次市病後児保育室設置及び管理条例，三次市都市計画審議会条例，三次市青少年問題協議会条例，三次市スポーツ推進審議会設置条例，三次市総合計画審議会条例，三次市こども発達支援センター設置及び管理条例又は三次市民ホール設置及び管理条例（以下「三次市行政組織条例等」という。）

の規定によりなされた手続，処分その他の行為は，改正後の三次市行政組織条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 14 日条例第 41 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 24 日条例第 26 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 15 日条例第 31 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第2期 三次市スポーツ推進計画

発行年月： 令和6(2024)年10月

編集： 三次市地域共創部共生社会推進課

発行： 三次市

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

TEL (0824)62-6249 FAX (0824)62-6235